

8章 都市空間

- 8-1 コンパクトで人にやさしい快適なまち
- 8-2 世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち
- 8-3 都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち



東豊線木一ム柵

8-1 コンパクトで人にやさしい快適なまち

8-1-1 都市計画マスターplan

(1) 第2次札幌市都市計画マスターplan

「第2次札幌市都市計画マスターplan」は、都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、平成28年3月に策定した都市づくりの全市的指針であり、札幌市の都市計画は、これに即して定められる。

なお、札幌市では、平成16年3月に「札幌市都市計画マスターplan」を策定したが、その後約10年が経過し、人口減少・超高齢社会を前提とした都市づくりが求められることから、前都市計画マスターplanが掲げる「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」の考え方を踏襲しつつ、都市を取り巻く課題や、「低炭素都市づくり」「安全・安心な都市づくり」といった今日的な社会ニーズに対応するため、見直しを行ったものである。

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/>

(2) 札幌市立地適正化計画

「札幌市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法第81条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として、平成28年3月に策定した。この計画は、都市計画マスターplanの一部とみなすもので、「集合型居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」及び「持続可能な居住環境形成エリア」を設定し、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配

置を図ることで、第2次都市計画マスターplanに掲げる目標の実現を目指すことを目的としている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/>

第2部

市政の概況

8-1-2 市街化区域と市街化調整区域

都市計画法に基づき、一体的に整備、開発及び保全する区域として都市計画区域を指定し、そのうち、市街地および市街化を図るべき区域を市街化区域、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域に区分している。本市では、昭和45年（1970年）に当初決定後、人口増加等に対応するため、見直しを行ってきた。しかし、今後は人口減少社会の到来が見込まれるなか、都市基盤の維持管理の効率性確保等のため、市街地の範囲は現状の市街化区域内とすることを基本としている。

札幌市の都市計画区域

（単位：ha） 令和5年3月31日現在

行政区域	都市計画区域			都市計画区域外	
	合計	市街化区域	市街化調整区域		
	112,126	57,584	25,034	32,550	54,542

<資料> まちづくり政策局都市計画部

第2次札幌市都市計画マスターplanの概要

都市づくりの基本目標	都市づくり全体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界都市 ■ コンパクトな都市 ■ 札幌らしいライフスタイルが実現できる都市 ■ 低炭素都市 ■ 安全・安心な都市
	身近な地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な協働による地域の取組が連鎖する都市
総合的な取組の方向性	①魅力があふれ世界を引きつける都心 ②多様な交流を支える地域交流拠点 ③利便性が高く魅力ある複合型高度利用市街地の実現 ④地域特性に応じた一般住宅地・郊外住宅地の居住環境の維持・向上 ⑤市街地の外の自然環境の保全と活用	
取組を支える仕組み	都市づくりの取組における「市民参加」と「多様な協働」の仕組みの充実	

都市空間

地 域 地 区 の 指 定 状 況

令和5年3月31日現在

種類	目的等	指定状況																												
用途地域	都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>第一種低層住居専用地域</td><td style="text-align: right;">8,191ha</td></tr> <tr><td>第二種低層住居専用地域</td><td style="text-align: right;">475ha</td></tr> <tr><td>第一種中高層住居専用地域</td><td style="text-align: right;">1,386ha</td></tr> <tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td style="text-align: right;">2,576ha</td></tr> <tr><td>第一種住居地域</td><td style="text-align: right;">4,421ha</td></tr> <tr><td>第二種住居地域</td><td style="text-align: right;">485ha</td></tr> <tr><td>準住居地域</td><td style="text-align: right;">1,156ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td style="text-align: right;">2,647ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td style="text-align: right;">831ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td style="text-align: right;">2,264ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td style="text-align: right;">364ha</td></tr> <tr><td>工業専用地域</td><td style="text-align: right;">238ha</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">25,034ha</td></tr> </table>	第一種低層住居専用地域	8,191ha	第二種低層住居専用地域	475ha	第一種中高層住居専用地域	1,386ha	第二種中高層住居専用地域	2,576ha	第一種住居地域	4,421ha	第二種住居地域	485ha	準住居地域	1,156ha	近隣商業地域	2,647ha	商業地域	831ha	準工業地域	2,264ha	工業地域	364ha	工業専用地域	238ha	合計	25,034ha		
第一種低層住居専用地域	8,191ha																													
第二種低層住居専用地域	475ha																													
第一種中高層住居専用地域	1,386ha																													
第二種中高層住居専用地域	2,576ha																													
第一種住居地域	4,421ha																													
第二種住居地域	485ha																													
準住居地域	1,156ha																													
近隣商業地域	2,647ha																													
商業地域	831ha																													
準工業地域	2,264ha																													
工業地域	364ha																													
工業専用地域	238ha																													
合計	25,034ha																													
特別用途地区	地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等特別な目的の実現を図るために用途地域の指定を補完して定める。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>第一種特別工業地区</td><td style="text-align: right;">81ha</td></tr> <tr><td>第二種特別工業地区</td><td style="text-align: right;">412ha</td></tr> <tr><td>第一種小売店舗地区</td><td style="text-align: right;">31ha</td></tr> <tr><td>第二種小売店舗地区</td><td style="text-align: right;">99ha</td></tr> <tr><td>第三種小売店舗地区</td><td style="text-align: right;">1,006ha</td></tr> <tr><td>第四種小売店舗地区</td><td style="text-align: right;">135ha</td></tr> <tr><td>第一種特別業務地区</td><td style="text-align: right;">5.5ha</td></tr> <tr><td>第二種特別業務地区</td><td style="text-align: right;">28ha</td></tr> <tr><td>第三種特別業務地区</td><td style="text-align: right;">81ha</td></tr> <tr><td>戸建住環境保全地区</td><td style="text-align: right;">6,833ha</td></tr> <tr><td>第一種職住共存地区</td><td style="text-align: right;">85ha</td></tr> <tr><td>第二種職住共存地区</td><td style="text-align: right;">842ha</td></tr> <tr><td>大規模集客施設制限地区</td><td style="text-align: right;">490ha</td></tr> <tr><td>スポーツ・レクリエーション地区</td><td style="text-align: right;">50ha</td></tr> </table>	第一種特別工業地区	81ha	第二種特別工業地区	412ha	第一種小売店舗地区	31ha	第二種小売店舗地区	99ha	第三種小売店舗地区	1,006ha	第四種小売店舗地区	135ha	第一種特別業務地区	5.5ha	第二種特別業務地区	28ha	第三種特別業務地区	81ha	戸建住環境保全地区	6,833ha	第一種職住共存地区	85ha	第二種職住共存地区	842ha	大規模集客施設制限地区	490ha	スポーツ・レクリエーション地区	50ha
第一種特別工業地区	81ha																													
第二種特別工業地区	412ha																													
第一種小売店舗地区	31ha																													
第二種小売店舗地区	99ha																													
第三種小売店舗地区	1,006ha																													
第四種小売店舗地区	135ha																													
第一種特別業務地区	5.5ha																													
第二種特別業務地区	28ha																													
第三種特別業務地区	81ha																													
戸建住環境保全地区	6,833ha																													
第一種職住共存地区	85ha																													
第二種職住共存地区	842ha																													
大規模集客施設制限地区	490ha																													
スポーツ・レクリエーション地区	50ha																													
高度地区	市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>北側斜線高度地区</td><td style="text-align: right;">8,666ha</td></tr> <tr><td>18m北側斜線高度地区</td><td style="text-align: right;">252ha</td></tr> <tr><td>27m北側斜線高度地区</td><td style="text-align: right;">2.1ha</td></tr> <tr><td>33m北側斜線高度地区</td><td style="text-align: right;">24ha</td></tr> <tr><td>18m高度地区</td><td style="text-align: right;">3,553ha</td></tr> <tr><td>24m高度地区</td><td style="text-align: right;">124ha</td></tr> <tr><td>27m高度地区</td><td style="text-align: right;">1,742ha</td></tr> <tr><td>33m高度地区</td><td style="text-align: right;">7,173ha</td></tr> <tr><td>45m高度地区</td><td style="text-align: right;">1,745ha</td></tr> <tr><td>60m高度地区</td><td style="text-align: right;">607ha</td></tr> </table>	北側斜線高度地区	8,666ha	18m北側斜線高度地区	252ha	27m北側斜線高度地区	2.1ha	33m北側斜線高度地区	24ha	18m高度地区	3,553ha	24m高度地区	124ha	27m高度地区	1,742ha	33m高度地区	7,173ha	45m高度地区	1,745ha	60m高度地区	607ha								
北側斜線高度地区	8,666ha																													
18m北側斜線高度地区	252ha																													
27m北側斜線高度地区	2.1ha																													
33m北側斜線高度地区	24ha																													
18m高度地区	3,553ha																													
24m高度地区	124ha																													
27m高度地区	1,742ha																													
33m高度地区	7,173ha																													
45m高度地区	1,745ha																													
60m高度地区	607ha																													
高度利用地区	建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	高度利用地区（34地区） 64.4ha																												
特定街区	良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備改善を図る。	特定街区（3地区） 2.16ha																												
都市再生特別地区	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、地域整備方針に即した建物を誘導する必要があると認められる区域に定める。	都市再生特別地区 18.4ha																												
防火地域・準防火地域	建築物の不燃化を進め、都市の防災機能を高める。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>防火地域</td><td style="text-align: right;">385ha</td></tr> <tr><td>準防火地域</td><td style="text-align: right;">3,420ha</td></tr> </table>	防火地域	385ha	準防火地域	3,420ha																								
防火地域	385ha																													
準防火地域	3,420ha																													
風致地区	都市の風致を維持するために定める。	風致地区（12地区） 3,597.2ha																												
駐車場整備地区	路上駐車場の設置、路外駐車場の整備及び大規模建築物の駐車施設附置により、自動車交通が輻輳する区域における道路交通の円滑化を図る。	駐車場整備地区 383ha																												
特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成している緑地を保全するため定める。	特別緑地保全地区 52.0ha																												
流通業務地区	流通業務施設の集約立地により、都市における流通機能の向上と道路交通の円滑化を図る。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流通業務地区</td><td style="text-align: right;">187ha</td></tr> <tr><td>※うち、154haは流通業務団地</td><td></td></tr> </table>	流通業務地区	187ha	※うち、154haは流通業務団地																									
流通業務地区	187ha																													
※うち、154haは流通業務団地																														

<資料> まちづくり政策局都市計画部

地域地区の指定状況（札幌市地図情報サービス）

HP https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html

8-1-3 用途地域・その他地域地区

地域地区は、適正な土地利用制限を通じて、機動的な都市活動の確保、良好な都市環境の保護を図る都市計画制度であり、指定状況は前頁のとおりとなっている。

札幌市ではこれまで、都市計画マスター プランに掲げる目標の実現に向け、用途地域をはじめとする地域地区の見直しを適宜行ってきた。

今後も必要に応じて、機動的かつ効果的な用途地域等の見直しを実施し、人口減少や超高齢社会を見据えた持続可能な都市づくりの推進を図る。

8-1-4 地区計画

地区計画は、住民と行政が一体となってまちづくりを進める都市計画制度であり、地域の特性に合わせたきめ細かなルールを決め、それを守り育てるにより住みよいまちづくりの実現を図るものである。

本市では、昭和58年（1983年）に「もみじ台団地地区計画」を決定して以来、開発行為や土地区画整理事業等の区域および良好な居住環境が形成

されている住宅団地等の区域について策定を進め、令和5年10月1日現在166地区（3,618.5ha）に適用している。

8-1-5 都市再開発方針

都市再開発方針は、都市計画法及び都市再開発法に基づき定めるもので、長期的な視点に立って計画的に再開発を進めるための基本的な考え方を示した指針である。

都市再開発方針では、市街化区域のうち、計画的な再開発が必要な区域を1号市街地、重点的に再開発の誘導を図る地区を整備促進地区、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を2号地区として指定し、その地域ごとの再開発の目標や方針などを定めている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/hoshin.html>

8-1-6 市街地再開発事業

この事業は、生活環境の改善が必要な市街地において、不燃化された共同建築物の建築に併せ、公開空地の確保や公園、道路等の公共施設の整備

都市再開発方針の概要

区分	位置付け	支援の考え方	地区名
1号市街地	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、計画的な再開発が必要な市街地	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりへの関心を深めるため、地域主催の勉強会の開催などの、初動期のまちづくり活動に対する支援を行います。 上位計画や地域の特性・課題などを踏まえて、重点的に再開発の誘導を図るべき地区として市が認め、必要と判断した公共貢献に対して支援を行います。 	複合型高度利用市街地（約5,833ha） 苗穂駅周辺地区の一部（約30ha） 大谷地流通業務団地地区（約230ha） JR白石駅周辺地区（約5ha）
整備促進区	1号市街地のうち、重点的に再開発の誘導を図るべき地区	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな公共貢献が再開発によって実現されることを期待して、地域の自主的な取組を喚起・誘導します。 市民・企業・行政で地域の課題などが共有された場合は、初動期支援に加え、基本計画等策定にかかる支援などを行い、市街地再開発事業等の具体化に向けた誘導・支援を行います。 市が必要と判断した公共貢献に対して支援を行います。 	都心地区 苗穂駅周辺地区 地域交流拠点地区 地下鉄駅周辺地区 大谷地流通業務団地地区
2号地区	整備促進地区のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区	<ul style="list-style-type: none"> 地域と協働して検討を進め、再開発の熟度が高まった地区については、市街地再開発事業等により地域特性に応じた健全な高度利用と都市機能の更新に対して支援を行います。 市が指定する公共貢献を誘導するとともに積極的に支援を行います。 市街地再開発事業等を地域主体の持続的なまちづくりへ発展させるため、事業の実施にあたっては、エリアマネジメントの促進に向けた誘導・支援を行います。 	都心地区（約233.3ha） 苗穂駅周辺地区（約32.6ha） 新さっぽろ駅周辺地区（約45.7ha） 篠路駅周辺地区（約5.2ha） 地下鉄駅周辺地区（約366.4ha）

<資料> まちづくり政策局都市計画部事業推進課

を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指すものである。

本市では、令和5年10月1日現在、30地区で事業又は工事が完了している。

現在の状況としては、「北8西1地区」が施工中であり、令和5年度に工事の完了を予定している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/redevelopment/>

施工中の地区

令和5年10月1日現在

北8西1地区	
施工者種別	組合施行
事業年度	平成26(2014)～令和5(2023)年度
総事業費	約518億円
地区面積	約2.1ha
敷地面積	約11,680m ²
延床面積	約112,840m ²
用途	共同住宅、宿泊、業務、商業、駐車場、多目的ホール



▲北8西1地区完成予想図

8-1-7 優良建築物等整備事業

市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、国の制度要綱に基づく事業である。一定割合以上のオープンスペースの確保、土地利用の共同化、高度化等を行う優れた建築物等の整備に関して、共同通行部分やオープンスペース等の整備補助を行うものである。

この制度は、国が昭和59年度に要綱を創設した

ことを受けて本市が60年度から実施しているもので、令和5年10月1日現在、24地区で事業が完了している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/redevelopment/shikumi/shousai/yuryo.html>

8-1-8 再開発促進助成制度

この制度は、再開発事業等によりまちづくりを積極的に進めようとする団体に対して、その団体が行う啓発活動、調査研究などに要する費用の一部について、年間50万円を限度に補助し、住民自らの手によるまちづくりの促進を図るものである。

8-1-9 土地区画整理事業によるまちづくり

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業である。

札幌市における土地区画整理事業の施行済・施行中(令和5年10月末現在)の累計は、121地区6,419.6haであり、市街化区域面積の約26%を占めている。

現在、札幌市中心部から北へ約9kmに位置したJR篠路駅東側の既成市街地において、交通結節点としての機能不足、ぜい弱な社会基盤、歩行者ネットワークの未整備などといった課題の解消を目指し、令和2年度からは、鉄道高架と土地区画整理事業による一体的なまちづくりを進めている。

【区画整理事業担当課】

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/jigyo/kukaku.html>

なお、今後は、敷地が細分化され、低未利用地が点在している街区において、簡易な公共施設の整備と併せ、敷地の整序・集約化を行う敷地整序型土地区画整理事業の活用など、新たな土地区画整理事業の役割を検討していく。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/kukaku/shikichiseijo/shikichiseijo.html>

8-1-10 住宅団地の造成について

札幌市の住宅団地造成は、居住環境の良好な宅地供給と健全な市街地の開発を目的として、市自らが事業主体となって宅地の造成と分譲を行う事

土地区画整理事業施行区域及び面積

(面積単位：ha)

令和5年10月末現在

区分	施 行 者	地 区 数	施 行 面 積	公 共 用 地		宅 地		
				施 行 前	施 行 後	施 行 前	施 行 後	保 留 地
	合 計	121	6,419.6	484.4	2,013.0	5,936.1	3,818.3	589.0
施 行 濟 1)	計	120	6,414.5	484.1	2,011.6	5,931.3	3,814.6	589.0
	北海道	6	539.2	40.9	151.4	498.6	364.4	23.7
	札幌市	52	3,595.2	310.0	1,095.2	3,285.7	2,325.8	174.5
	組 合	55	1,537.3	93.1	507.5	1,444.4	798.1	231.8
	個人・共同	5	219.2	8.6	71.6	210.6	51.3	96.3
	公 社	1	145.4	9.6	55.1	135.7	61.2	29.1
施 行 中	公 団	1	378.2	21.9	130.8	356.3	213.8	33.6
	札幌市	1	5.1	0.3	1.4	4.8	3.7	—

注：1) 組合施行については組合解散をもって施行済とし、その他については換地処分をもって施行済とする。

<資料> 都市局市街地整備部

住宅団地造成事業

団 地 名	開 発 面 積 (ha)	総 事 業 費 (百万円)	事 業 年 度
青葉町団地	69	1,457	昭和38～43年
厚別副都心団地	31	6,751	42～56年
もみじ台団地	242	30,439	44～55年
手稲住宅団地 (前田・星置)	41	14,994	58～62年
篠路地区住宅団地	72	39,152	平成6～12年

<資料> 都市局市街地整備部

業であり、昭和38年度の青葉町団地を皮切りに、これまで5地区の大規模団地造成事業を実施した。

8－1－11 宅地開発と宅地指導

【開発指導課】

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/>

(1) 都市計画法に基づく許可等

民間宅地開発に対する規制・指導は、昭和41年1月の「住宅地造成事業に関する法律」に始まり、45年7月から「都市計画法」の開発許可制度が適用された後は、公共施設の整備等を内容とする開発許可基準に従って行われている。

また、本市は、昭和48年7月に「札幌市宅地開発要綱」を制定し、法の許可基準だけでは補完しきれない公共・公益施設用地の先行的確保等を図ってきており、2度の全面改正を経て、事業負担の一層の緩和や指導内容の合理化、明確化を進めながら、開発事業者の理解と協力の下に、良好な市街地の形成に向けて積極的に取り組んできた。

本市の宅地開発は、都市計画法施行から数年間がピークであり、いわゆるバブル経済の崩壊を契機に不動産不況を中心としたデフレ傾向が顕著となって以降は、許可実績は減少傾向にある。

また、平成18年には、今後の人口減少・少子高齢化の進展を見越して、都市の秩序ある整備を図ることを目的に都市計画法が改正され、市街化調整区域における大規模開発制度が廃止された。

これらの要因が、既成市街地内における開発適地の減少と相まって、許可実績の減少をもたらしており、この傾向は当面続くものと予想される。

なお、令和4年度末までの状況をみると、本市の都市計画法に基づく市街化区域内の開発許可件数は、2,906件、許可面積は4,238haで、市街化区域面積の約17%となっている。

(2) 宅地開発指導調整

本市では、急激な人口増加による郊外部の無秩序な市街化を防ぎ、計画的な公共施設整備を図るために、昭和48年に「住区整備基本計画」を策定し、開発行為や建築行為の指導・調整を行ってきた。

住区整備基本計画に基づき整備を進めてきた道路・公園・学校については、人口減少・超高齢化社会の到来などを見据え、地域特性に応じた柔軟な対応が求められることから、各施設ごとに個別計画を策定し、令和3年度からはこれらを踏まえた指導・調整を行っている。

また、住宅需要の増加に対応し、厚別副都心の直接後背地として副都心の育成・助長を図る

許認可件数及び面積の推移

(面積単位: ha)

各年度中

区分	許認可件数	許認可面積	許認可の内訳								
			市街化区域				市街化調整区域				
			総数	非自己用開発	自己用開発	件数	面積	件数	面積	件数	
事業法認可	昭和41～45年度	322	854.43	—	—	—	—	—	—	—	
都市計画法に基づく開発許可	45～50年度	509	1,461.96	488	1,442.96	440	1,387.78	48	55.18	21	19.00
	51～55年度	507	823.02	493	795.02	428	731.08	65	63.94	14	28.00
	56～60年度	459	776.60	440	619.77	388	582.54	52	37.23	19	156.83
	61～平成2年度	414	597.27	387	380.56	301	310.15	86	70.41	27	216.71
	3～7年度	337	502.43	311	328.93	289	293.51	22	35.42	26	173.50
	8～12年度	204	255.42	185	166.62	157	128.42	28	38.20	19	88.80
	13～17年度	203	319.19	188	160.61	161	129.82	27	30.79	15	158.58
	18～22年度	142	134.76	133	101.42	122	91.19	11	10.23	9	33.34
	23～27年度	144	125.81	134	114.46	121	96.41	13	18.05	10	11.35
	28年度	31	30.54	28	27.33	23	24.52	5	2.81	3	3.21
	29年度	20	18.11	19	15.02	18	14.86	1	0.16	1	3.09
	30年度	21	25.59	18	17.40	15	11.08	3	6.32	3	8.19
	令和元年度	17	25.47	16	24.07	11	18.36	5	5.71	1	1.40
	2年度	21	17.84	19	12.59	14	5.39	5	7.20	2	5.25
	3年度	27	21.63	25	18.80	21	16.16	4	2.64	2	2.83
	4年度	26	20.22	22	13.07	19	11.57	3	1.50	4	7.15
合 計		3,082	5,155.86	2,906	4,238.63	2,528	3,852.84	378	385.79	176	917.23
合 計		3,404	6,010.29	2,906	4,238.63	2,528	3,852.84	378	385.79	176	917.23

ため昭和49年に策定した「札幌市東部地域開発基本計画」に基づき民間開発の指導・調整を行い、良好な市街地形成の促進に努めている。

(3) 宅地造成等規制法に基づく許可等

宅地造成に伴う「がけ崩れ」や「土砂流出」などによる災害を防止し、市民の生命や財産の保護を目的とする「宅地造成等規制法」の趣旨に基づき、現在28,859haを「宅地造成工事規制区域」として指定している。この区域内で一定規模以上の宅地造成工事を行う場合は、あらかじめ市長の許可を得ることとし、安全な宅地となるよう、指導に努めている。

なお、宅地造成等規制法の一部が改正され、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。宅地造成等規制法の一部を改正する法律の附則第2条第1項により、改正に伴う区域を公示するまでの間は、改正法施行前の宅地造成工事規制区域に対して、改正前の宅地造成工事の規制が適用される。

市街化調整区域を中心に行われている「土取

り・土捨て場」は、種々の建設工事で利用されているが、構内における土取りや土捨て、又は排水処理等に関する防災指導を強化する目的で「札幌市捨土等に関する指導要綱」を制定している。本市域内で行われる3,000m³以上の土取り・土捨てが届出対象となっている。

(4) 宅地防災工事資金貸付制度

よう壁などに対して、宅地造成及び特定盛土等規制法による改正前の宅地造成等規制法に基づく改善勧告などを受けた方や団体を対象に、防災工事費の一部を貸し付けるものである。

8－1－12 建築指導

建築確認申請の審査及び検査、指定確認検査機関の指導、違反建築物の是正指導、防災上危険な建物の査察・指導等を行うとともに、地区計画や建設リサイクル法の届出審査、建築協定や総合設計制度等の各種許可・認定制度等を活用して、良好な住環境と市街地の形成を促進するよう取り組

建築確認件数

各年度中

年 度	総 数	建築申請		計画通知
		建築物	工作物・昇降機	
平成30年度	7,224 (6,690)	6,496 (6,232)	548 (458)	180
令和元年度	7,403 (6,888)	6,610 (6,381)	601 (507)	192
2 年 度	6,971 (6,547)	6,295 (6,072)	541 (475)	135
3 年 度	7,027 (6,586)	6,398 (6,108)	535 (478)	94
4 年 度	6,415 (6,034)	5,635 (5,432)	642 (602)	138

注：() 内の数字は、指定確認検査機関における件数（内数）

<資料> 都市局建築指導部

住 宅 の 確 認 戸 数

各年度中

年 度	総 数	一般戸建住宅	マンション等 ¹⁾	アパート等 ²⁾	公的住宅
		一般戸建住宅	マンション等 ¹⁾	アパート等 ²⁾	公的住宅
平成30年度	17,754	5,105	10,421	2,123	105
令和元年度	15,812	5,400	8,821	1,471	120
2 年 度	16,447	5,226	9,774	1,279	168
3 年 度	15,977	5,206	9,709	1,020	42
4 年 度	15,603	4,562	10,031	950	60

注：1) マンション等とは、3階建て以上、かつ、延べ面積500m²以上の共同住宅・長屋である。

2) アパート等とは、マンション等以外の共同住宅・長屋である。

<資料> 都市局建築指導部

んでいる。

8-1-13 空き家対策

既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加傾向にあり、その中には、適切に管理されていない空き家もある。このような空き家が引き起こしている問題は、防災・防犯、衛生・環境など多岐にわたっていることから、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて助言・指導等を行い、空き家の適切な維持管理を促している。

また、「札幌市危険空家等除却補助制度」により、倒壊等の危険のある空き家に対して除却費用の一部（地域連携型：補助率9/10 限度額150万円、通常型：補助率1/3 限度額50万円）を補助している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/akiya-tekiseikannri.html>

8-1-14
中高層の建築紛争の調整

中高層建築物の建築に関する紛争の予防と早期

解決に向けた調整のための手続きを定めた「札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、標識設置届を受理し、近隣関係住民からの相談対応や仲介、調停を行っている。

8-1-15 土地対策

昭和40年代後半の投機的土地区画整理事業による地価の高騰や乱開発を招いたため、国土利用計画法により土地価格の規制が行われてきたが、バブル崩壊後の地価下落傾向や経済・社会・土地をめぐる状況の変化を踏まえ、平成10年から土地政策の目標が地価の抑制から土地の有効活用へと転換された。

そのため、①バブルのような地価の高騰を再び引き起こすことの無いよう、引き続き地価や土地取引の動向を把握するとともに、適切な土地利用が図られるよう誘導する②市民に地価情報を提供するしくみを充実させることで、土地の有効活用につながる土地取引の活性化を図る必要がある。

(1) 土地取引の規制（土地売買等の届出）

一定規模以上の土地売買等を行ったときは、国土利用計画法に基づく届出が義務付けられて

おり、届出を受けた土地の利用目的について審査を行い、必要に応じて土地利用の助言や指導等をしている。

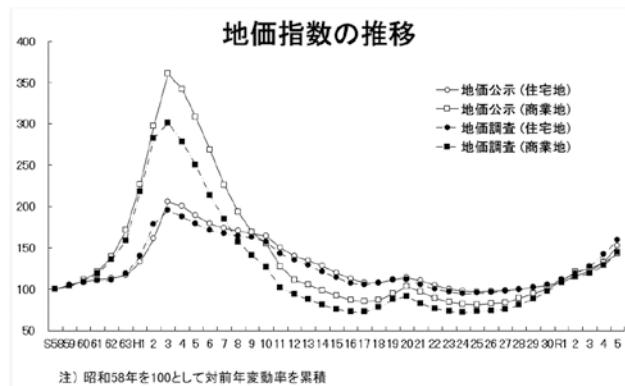
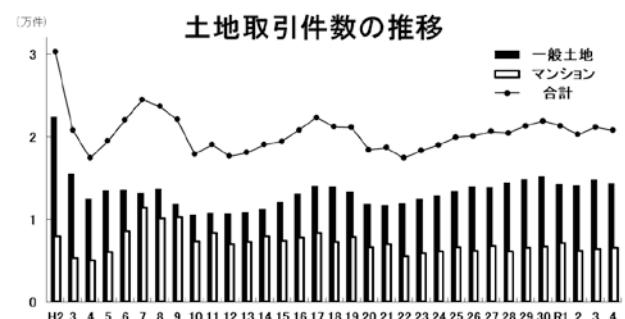
なお、今後地価が相当程度上昇または上昇のおそれがあり、適切な土地利用に弊害がある場合は、あらかじめ区域を指定し、土地の利用目的の審査に加え、土地価格の規制を行うこととしている（札幌市では現在区域の指定は無し）。

(2) 地価情報の提供

市内の主要地点の土地価格を調査し、土地取引の指標として公表する制度として、国の「地価公示」と北海道の「北海道地価調査」がある。本市では、地価公示の標準地、地価調査の基準地の価格や位置情報を記載した国の「地価公示書」と北海道の「北海道地価調査書」を本庁舎及び各区役所等にて配架しており、また、ホームページ「地価情報（地価公示・地価調査）」を公開し、市民に対し広く地価情報を提供するよう努めている。

【地価情報（地価公示・地価調査）】

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/chika/>



8-1-16 町名整備

町名整備とは、町の境が不明瞭又は町の区域が広すぎるなどのために分かりにくい町名を解消す

るため、道路・河川等で区画し、町名を分かりやすくするもので、令和4年度までの実施面積は市街化区域の約99%（24,705ha/25,034ha）である。

8-1-17 住居表示

従来からの町名と土地の地番（○番地○）で表わされている住所では、地番が飛んでいたり、一つの地番に複数の建物が建っているなどの理由により、分かりにくくものとなっている。住居表示はこれを解消するため、一つの町の中に街区（○番）を区切り、建物に一定の順番で番号（○号）を付けて、分かりやすい住所（○番○号）とする制度で、本市では、昭和47年度から実施し、令和4年度までに市街化区域の約93%（23,377ha/25,034ha）に達している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/jukyo-hyoji/>

8-1-18 公共交通ネットワークの充実

(1) 公共交通を軸とした交通体系の実現

人口減少社会の到来や少子高齢化の一層の進行、地球環境問題への対応を踏まえると、公共交通の役割はますます高まってきている。

そのため、ハード・ソフト両面から公共交通の利便性向上等の質的充実を図ることにより、公共交通を軸とした持続可能な交通体系を確立する。

また、利便性の高い都心・地域交流拠点での暮らいや、自然と調和したゆとりある郊外での暮らしなど、多様な暮らしを支える地域特性に応じた交通体系を構築する。

(2) 地下鉄

札幌市の地下鉄は、昭和46年12月に南北線「北24条～真駒内」間12.1kmの営業を開始した。全国では、東京、大阪、名古屋に次ぎ4番目であった。その後、札幌市は、急激な人口増加に伴う輸送需要の増大と幹線道路の渋滞、冬季の交通障害に対処するために整備を進め、現在では3路線48.0kmの整備を完了した。

札幌の地下鉄は、快適性を追求して国内の地下鉄で初めてのゴムタイヤによる中央案内軌条方式を採用した。また、高い安全性と徹底した省力化を図るコンピュータ管理方式の導入など新しい技術を随所に駆使している。

こうした技術面に加え、昭和48年には全国に先がけて市営バス、電車との乗継料金制度をスタート、54年からは市内民営バス1事業者とも実施した（現在は5事業者と実施）。

平成4年11月からは間接方式によるカードシステムを導入したほか、9年4月からは民営バスの市内全域にも使用できるプレミアム付共通「WIZ CARD」を発売し、総合的なカードシステム体系を確立した。11年12月からは、各線の両端駅の始発時刻を午前6時、終発時刻を午前0時とし、地下鉄の営業時間を拡大した。

平成16年10月からは、地下鉄専用休日1日乗車券「ドニチカキップ」を発売し、21年1月からは、ICカード「SAPICA」を導入。さらに、25年6月からは、地下鉄・バス・電車でのSAPICAの共通利用を開始するなど、利用客へのさらなるサービスと利便性の向上を図っている。なお、共通WIZ CARD等は27年3月末に利用を停止した。

地下鉄は札幌市の積雪寒冷の気象条件に左右されず、かつ、エネルギー効率の面でも優れた輸送機関であり、札幌の公共輸送機関の主役を担っている。

ア 輸送状況

現在、南北線は20編成（6両編成）、東西線

は24編成（7両編成）、東豊線は20編成（4両編成）で乗客の輸送に当たっており、令和4年度は1日平均約552,220人を輸送し、乗車料収入は1日平均約105,448千円となっている。

イ 駅施設

地下鉄全駅において視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、身障者トイレのオストメイト化、出入口・改札口・トイレの音声・音響案内設備装置、駅構内・トイレの触地図設置等バリアフリー化の計画を一旦完了とともに、平成23年7月に全駅でエレベーターの設置が完了した。

また、地下鉄火災からお客様を守るため、国の火災対策基準に照らし、避難通路や排煙設備等の整備を実施するとともに、ホームでの転落事故や列車との接触事故を防ぐため、全駅に可動式ホーム柵を設置した。

ウ 地下鉄各路線の特色

（ア）南北線（麻生～真駒内）

南北線は昭和46年12月に開業した最初の路線であり、特に平岸～真駒内間では高架式を採用し、その結果、積雪対策として走行路面をシェルターで覆っているところに特色がある。

平成7年度から導入した5000形車両は1

地 下 鉄 輸 送 状 況

各年度中

年 度	営業路線キロ (km) ¹⁾	在籍車数 (両) ¹⁾	1 日 平 均		
			走行キロ数 (km)	輸送人員 (人) ²⁾	乗車料収入 (千円)
平 成 11 年 度	48.0	404	97,285	566,294	104,455
12 年 度	48.0	404	97,416	565,193	104,347
13 年 度	48.0	404	97,045	563,625	105,263
14 年 度	48.0	404	96,941	563,846	104,657
15 年 度	48.0	404	96,792	557,039	103,907
16 年 度	48.0	396	96,761	560,041	104,598
17 年 度	48.0	396	97,202	569,512	104,000
18 年 度	48.0	396	97,221	574,853	104,141
19 年 度	48.0	396	95,685	572,041	103,135
20 年 度	48.0	382	95,103	571,847	102,820
21 年 度	48.0	380	95,321	560,945	99,567
22 年 度	48.0	378	94,641	561,262	100,331
23 年 度	48.0	378	94,334	556,610	98,024
24 年 度	48.0	368	92,631	570,966	100,383
25 年 度	48.0	368	92,350	585,774	103,025
26 年 度	48.0	376	92,409	594,625	101,687
27 年 度	48.0	376	92,394	602,738	108,251
28 年 度	48.0	368	92,238	619,945	112,822
29 年 度	48.0	368	92,242	627,831	114,310
30 年 度	48.0	368	91,916	631,179	114,879
令 和 元 年 度	48.0	368	92,095	619,971	113,292
2 年 度	48.0	368	92,051	446,091	83,852
3 年 度	48.0	368	92,067	478,579	90,260
4 年 度	48.0	368	92,109	552,220	105,448

注：1) 各年度末現在。

2) 敬老優待乗車証、福祉乗車証等によるものを含む。南北線、東西線、東豊線それぞれの乗換人員を除く。

<資料> 交通局高速電車部

地下鉄路線の概要一覧

路線	区間	着手年月日	開業年月日	営業キロ (建設キロ)	駅数	建設費 (建設キロ当たり)
南北線	北24条～平岸	昭和44. 3. 20	昭和46. 12. 16	km 12.1 (12.6)	14	432 (34)
	平岸～真駒内	45. 7. 28		2.2 (2.4)		390 (163)
	麻生～北24条	49. 6. 29	53. 3. 16		2	
東西線	琴似～白石	昭和48. 5. 18	昭和51. 6. 10	9.9 (10.7)	11	1,090 (102)
	白石～新さっぽろ	53. 11. 6	57. 3. 21	7.4 (7.3)	6	1,324 (180)
	宮の沢～琴似	平成 7. 2. 23	平成11. 2. 25	2.8 (2.8)	2	480 (172)
東豊線	栄町～豊水すすきの	昭和58. 7. 6	昭和63. 12. 2	8.1 (9.0)	9	2,337 (260)
	豊水すすきの～福住	平成 2. 1. 8	平成 6. 10. 14	5.5 (5.5)	5	966 (175)

<資料> 交通局高速電車部

両18m 4ドアとして混雑緩和を図るとともに、車内放送の自動化と車内に次駅案内表示装置を設置し、乗客サービス機器の充実を図っている。

また、平成24年度には、全駅への可動式ホーム柵の設置が完了し、25年4月よりATO（自動列車運転装置）を使用したワンマン運転を実施している。

(イ) 東西線（宮の沢～新さっぽろ）

東西線は2番目に開業した路線として、南北線に比べ、車両の大型化、第三軌条による集電方式を架空線方式へ変更、輸送人員の増加に対応できるようにホームを延長するなどの改善を図った。

また、昭和57年3月に開業した延長部（白石～新さっぽろ間）では、電力管理システム等の一層の効率化、廃熱回収システムお

地下鉄路線の概要一覧

各年度中

年 度	営業路線キロ ¹⁾ (km)	在籍車数 ¹⁾ (両)	1 日 平 均		
			走行キロ数(km)	輸送人員(人) ²⁾	乗車料収入(千円)
平 成 10 年 度	8,465	30	2,945	23,853	3,399
11 年 度	8,465	30	2,939	23,218	3,308
12 年 度	8,465	30	2,945	23,001	3,282
13 年 度	8,465	30	2,947	22,940	3,288
14 年 度	8,465	30	2,948	21,382	2,997
15 年 度	8,465	30	2,940	20,331	2,862
16 年 度	8,465	30	2,962	20,227	2,846
17 年 度	8,465	30	2,853	21,438	2,955
18 年 度	8,465	30	2,870	21,279	2,898
19 年 度	8,465	30	2,870	20,803	2,823
20 年 度	8,465	30	2,867	20,683	2,792
21 年 度	8,465	30	2,863	20,093	2,678
22 年 度	8,465	30	2,866	20,074	2,709
23 年 度	8,465	30	2,845	20,359	2,859
24 年 度	8,465	31	2,860	21,157	2,968
25 年 度	8,465	32	2,885	21,941	3,089
26 年 度	8,465	33	2,892	22,292	2,977
27 年 度	8,905	33	2,274	22,774	3,229
28 年 度	8,905	33	2,390	24,871	3,574
29 年 度	8,905	33	2,459	24,238	4,032
30 年 度	8,905	34	2,443	24,081	4,007
令 和 元 年 度	8,905	36	2,423	23,444	3,837
2 年 度	8,905	37	2,416	17,329	2,879
3 年 度	8,905	36	2,408	18,642	3,119
4 年 度	8,905	36	2,408	22,713	3,899

注：1) 各年度末現在。 2) 敬老優待乗車証、福祉乗車証等によるものを含む。

3) 令和4年度の輸送人員及び乗車料収入については「路面電車無料データ」の利用人員及び収入を含む。

<資料> 交通局事業管理部

より東車両基地～ひばりが丘駅間の自動回送（無人運転）システム等を取り入れた。

平成11年2月には、琴似～宮の沢間2kmが延長開業し、さらに、20年度、6000形車両から新型車両の8000形への更新と、全駅への可動式ホーム柵の設置が完了した。

平成21年4月からATOを使用したワンマン運転を実施している。

(ウ) 東豊線（栄町～福住）

東豊線は昭和63年12月に3番目の路線として栄町～豊水すすきの間が開業し、平成6年10月には、豊水すすきの～福住間5.5kmが延長開業した。

平成13年6月にオープンした札幌ドームで開催されるイベントの観客輸送の大役を担っている。

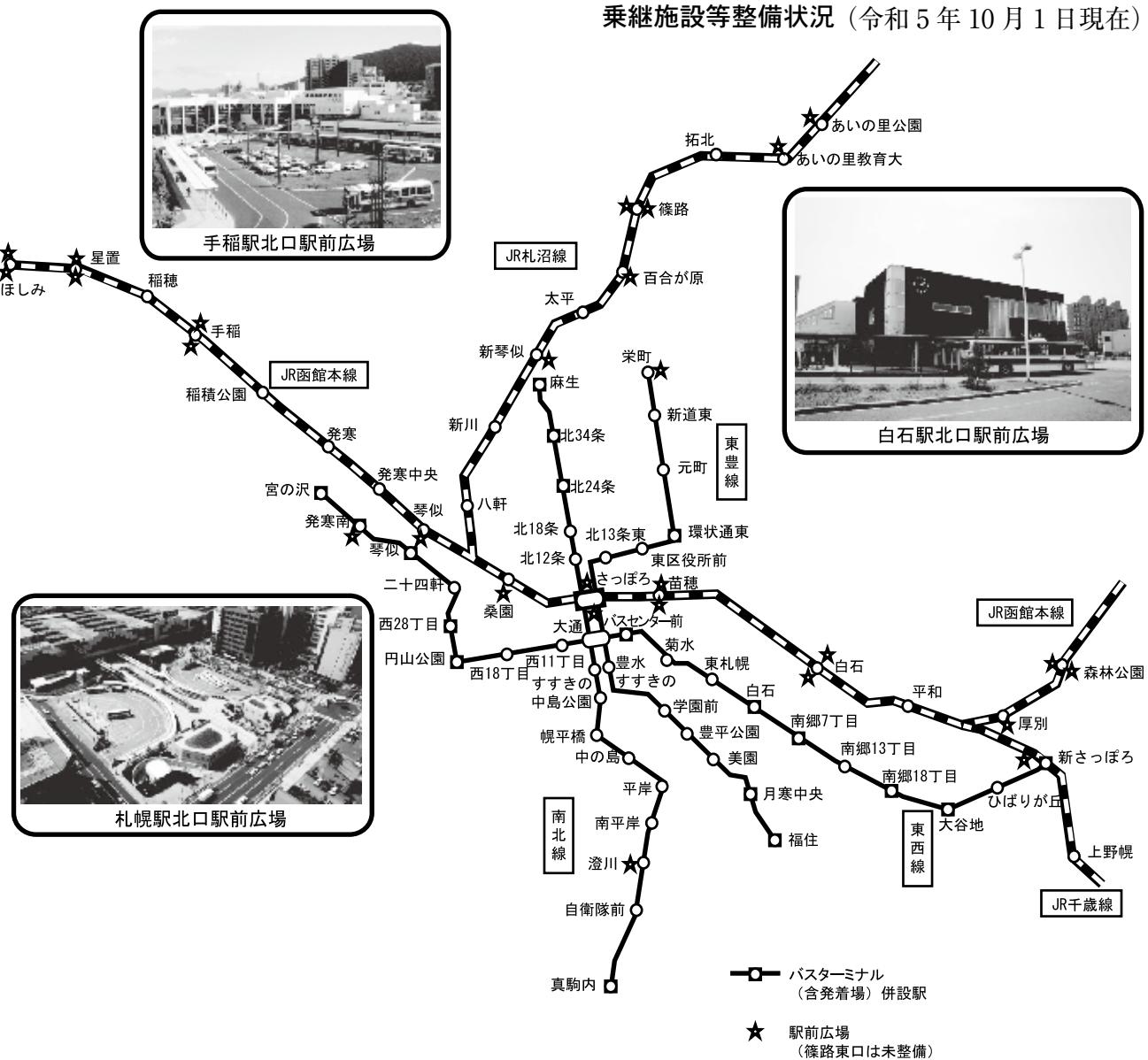
平成28年6月には、7000形車両から新型車両の9000形への更新が完了した。9000形車両はユニバーサルデザインの導入や消費電力が少ない機器を使用するなど、「人と環境にやさしい地下鉄」となっている。

また、平成28年度には全駅への可動式ホーム柵の設置が完了し、29年4月からATOを使用したワンマン運転を実施している。

(3) 路面電車

札幌に路面電車が登場したのは、「北海道大博覧会」が開催された大正7年8月のことであり、その後の昭和2年12月、札幌市が札幌電気軌道から事業を譲り受け、8系統16.3km、車両63両で運行を開始した。路面電車は市の発展とともに順次路線を拡大し、最盛期にあたる39年

乗継施設等整備状況（令和5年10月1日現在）



には路線総延長が約25kmとなったが、自動車交通量の増加により輸送力が低下し、46年の地下鉄南北線開業以降、数次にわたり路線を廃止し、49年からは1系統8.5kmとなった。

平成13年度からは、乗客の減少傾向や施設の老朽化などによる、経営の急速な悪化を懸念して、存廃を含めた事業の方向性の検討を始め、17年2月には、路面電車を存続させ、これを都心まちづくりに活用する方向性を決定した。

その後、まちづくりと一体となった延伸ルートや事業実現の可能性等についての検討を行い、平成22年3月に「札幌市路面電車活用方針」をまとめ、路面電車事業の経営基盤の強化やまちづくりへの活用を図るため、路線の延伸を実施すべきであるとの考え方を示した。この方針に基づいて24年4月に、「札幌市路面電車活用計画（ループ化編）」を策定した。

また、平成25年4月には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、路線のループ化や新型低床車両の導入、既設線の整備等の事業を「札幌市軌道運送高度化実施計画」に位置付け、国土交通大臣の認定を受けた。27年12月にループ化を実施し、現在は1系統8.9kmでの運行となっている。

さらに、令和元年11月に国土交通大臣より「札幌市軌道運送高度化実施計画」の変更認定を受け、2年4月、路面電車事業に「上下分離方式」を導入した。これにより、札幌市が施設・車両等の保有・整備を担い、一般財団法人札幌市交通事業振興公社が旅客運送を担う形となり、経営基盤の強化、安全管理体制の維持及び利用者サービスの向上に努めている。

(4) バス

札幌市のバス事業は、昭和5年10月に営業を開始したことに始まり、その後の市勢の拡大とともに順次路線を延伸拡大させてきたが、46年の地下鉄南北線開業を契機に、バス路線を地下鉄駅に短絡することを方針として、地下鉄路線の開業のつどバス路線の再編成を行ってきた。

その一方で、乗客サービスの向上や利便性の確保に努めたが利用者の減少に伴い、厳しい経営状況が続いていた。加えて、需給調整規制の撤廃を主な内容とする乗合バス事業の規制緩和が平成14年2月に実施され、事業環境はますます厳しくなることが予想されたことから、市民負担の総体的な軽減のため、市営バス路線を段階的に民営事業者に移行し、15年度末に74年間

続いた市営バス事業を廃止した。

その後、平成21年4月に「札幌市バス路線維持基本方針」をまとめ、補助制度を核として、市内のバス路線を維持するための取組を行ってきたが、コロナ禍を経た利用者減少や乗務員不足など、バス事業を取り巻く環境は悪化しており、路線廃止や減便等が行われている。

今後、事業者・利用者・学識経験者・関係行政機関などからなる札幌市公共交通協議会において、持続可能な公共交通ネットワークのあり方について検討を進めるとともに、バスについては、将来的な人口減少や乗務員不足を見据え、現状の路線の維持を基本としつつ、他の公共交通機関との役割分担や、需要と供給を踏まえた運行の見直しなどを通じて、地域の移動手段の確保を図っていく。

(5) 交通結節点

交通結節点とは、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え施設である。札幌市の交通体系は、大量輸送機関である地下鉄やJRを基軸とし、後背圏からバスを接続させることを基本としている。公共交通ネットワークが十分に機能するためには、各交通機関が相互に連携し、スムーズに乗り換える交通結節点が重要となっている。

駅を中心とする交通結節点には、徒歩、自転車、バス、タクシー、自家用車など多くの交通が集中することから、駅前広場やバスターミナルなどの整備を進めてきた。

今後は、老朽化した施設の効率的かつ計画的な改修を図るとともに、施設ごとの利用実態や特性を踏まえ必要な機能の確保に努める。

(6) モビリティ・マネジメント

小学校における交通環境学習など、市民自らが過度の自動車利用を控え、公共交通へ自発的に転換することを促す取組を進めている。

8-1-19 市民への公共交通情報提供

市民が公共交通を手軽に利用できるよう、インターネットで市内の駅・停留所の時刻表、出発地から到着地までの乗り継ぎ経路などの情報が検索できる「さっぽろえきバスナビ」を平成15年度から運営している。これまで、検索画面のリニューアルや、多言語化、スマートフォン対応、バスロ

ケーション機能の追加など使いやすさの向上を図っている。また、16年度からは、市のコールセンターオペレーターがえきバスナビを使って問い合わせに答える電話案内サービスや、地下鉄の運休情報をお知らせするサービスを提供している。

【さっぽろえきバスナビ】

HP <https://ekibus.city.sapporo.jp/>

【えきバス・テル】(札幌市コールセンター)

問い合わせ先

TEL 011-222-4894年中無休、8時00分～21時00分

8－1－20

道路ネットワークの充実

(1) 道路ネットワーク

本市の道路ネットワークは、2高速3連携2環状13放射道路で構成される骨格道路ネットワークとそれを補完する幹線道路ネットワークにより構成され、市民生活や経済活動を支えるほか、災害時の輸送経路となるなど重要な役割を担っている。今後は、拡幅整備などにより機能を強化するとともに、交通の分散化や交差点改良といった既存道路の活用により自動車交通の円滑化を図っていく。

なお、都市計画法に基づき都市計画道路として定めている道路は、令和4年度末現在301路線で、総延長は約874kmである。

(2) 宮の森・北24条通（北24条桜大橋）整備事業

本事業箇所の上下流で豊平川を横断する環状通（環状北大橋）と札幌新道（豊水大橋）は、骨格道路網を構成する環状道路に位置付けられており、多くの交通がこれらの2橋に集中し、慢性的な渋滞が発生している。

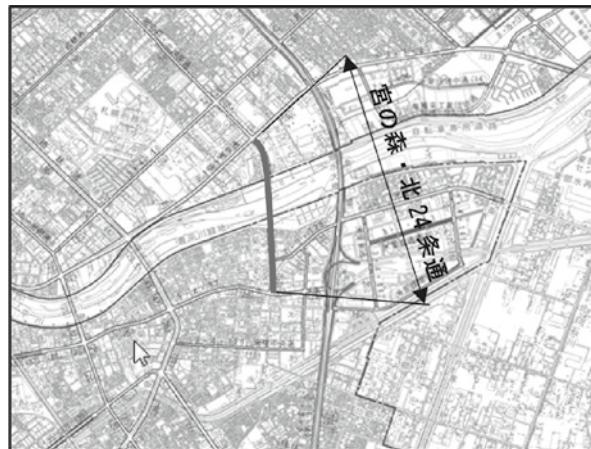
そこで、豊平川に新たな橋梁を架設し、幹線道路ネットワークを強化することにより、交通分散による混雑緩和や、東区と白石区の地域間のアクセス性向上を図るものである。

新設する橋梁は、豊平川を横断する札幌市管理の道路橋では30番目の橋となり、その中では最長の規模であり、令和5年8月に供用開始した。

ア 区間：東区東雁来4条～白石区菊水元町9条

イ 延長：約1,160m（橋梁部約320m）

ウ 幅員：一般部29m、橋梁部22.8m



＜整備箇所図＞



＜完成写真＞

(3) 屯田・茨戸通（主要道道札幌北広島環状線）整備事業

本事業は、主要道道札幌北広島環状線のうち、未整備となっている花川通から国道231号（創成川通）までの区間である屯田・茨戸通を整備するものである。

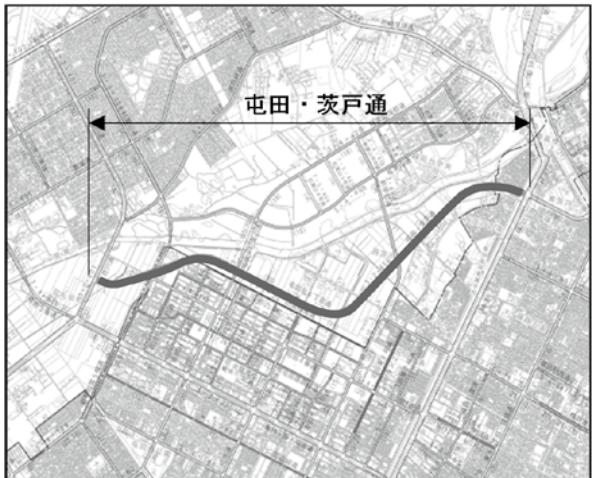
主要道道札幌北広島環状線は、西区宮の沢の国道5号を起点とし、北区新琴似・屯田地区、東区中沼地区を経由し、江別市・北広島市に至る延長約42.3kmの道央都市圏の主要幹線道路であり、平成22年3月に策定された「道央都市圏の都市交通マスターplan」においても、骨格道路網を構成する連携道路として位置付けられている重要路線である。

本事業の整備は、環状方向の交通需要への対応や、交通の分散による都市部の混雑緩和を目指すものであり、高架橋を含む道路整備を行う。

ア 区間：北区屯田町～北区東茨戸1条

イ 延長：約4,450m（高架・擁壁区間約720m）

ウ 幅員：一般部33m、高架橋梁部25.8m



<整備箇所図>



<完成イメージ>

(4) 道路等の用地取得

道路及び河川の新設や拡幅等のための用地取得は、社会資本整備の推進を図るうえで必要不可欠であり、社会的、経済的、法的側面を総合的に考慮し、慎重かつ計画的に進めていく必要がある。

そのため、公共事業の必要性について関係者の理解を得るとともに、用地買収に伴う種々の制度、基準及び都市計画法、租税特別措置法、民法等の広範な法の適用をもって、公共用地確保の促進に努めている。

道路用地等取得状況

(単位：百万円、千m²) 各年度中

年 度	総 数	一 般 会 計		
		街 路	道 路	河 川
平成30年度	3,436	2,863	342	231
	28	19	4	5
令和元年度	4,223	3,224	998	1
	28	18	9	1
2 年 度	6,873	5,936	807	130
	18	8	4	6
3 年 度	6,158	5,714	371	73
	15	12	1	2
4 年 度	3,496	3,138	121	237
	13	8	3	2
5 年 度	2,409	1,229	898	282
(計画)	10	4	3	3

注：上段は補償費を含む事業費、下段は取得面積である。

<資料> 建設局総務部用地管理課

8-1-21 屋外広告物対策

當時または一定の期間継続して屋外で表示される広告物については、良好な景観の形成と風致の維持および危害防止を図るために、「屋外広告物法」に基づき、「札幌市屋外広告物条例」を定め、これらの規格、表示の方法などに関する必要な規制を行っている。

広告物を掲出しようとする場合には、市長の許可が必要である。その許可および相談は、各区土木部で受け付けしている。

また、より良い都市景観の形成を図るために、地域の特性や街並みに合わせて設置方法などを定めることができる地区指定制度については、現在、「すすきの地区広告物活用地区」、「札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区」、「札幌駅北口地区景観保全型広告整備地区」および「札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区」の4地区が指定されている。

電柱・街路樹などに掲出された違反広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）については、令和4年度において6,980件の除却を行った。

道路事業等の状況

各年度中

区分		R 1 決算	R 2 決算	R 3 決算	R 4 予算
道路維持	事業費 舗装道 橋りょう	(千円) 5,684,476 5,521 1,291	5,784,022 5,531 1,291	5,350,394 5,534 1,291	5,164,089 5,534 1,291
除雪	事業費 車道除雪 運搬排雪 雪たい積場	(千円) 15,316,749 5,444 1,422 75	16,574,966 5,444 2,404 75	26,317,547 5,450 2,783 86	17,006,335 5,453 2,140 80
舗装	事業費 舗装新設 舗装改良	(千円) — — —	— — —	— — —	— — —
改良	事業費 改良 踏切改良 防護柵 坂道ヒーティング	(円) 5,445,656 26,853 (カ所) — (m) — (カ所) —	5,976,438 28,112 — — —	7,508,871 23,802 — — —	7,301,442 23,331 — — —
橋りょう	事業費 新設 架換 耐震補強・長寿命化	(円) 4,404,351 0 0 42 (35)	5,962,287 0 0 38 (30)	5,962,287 0 0 48 (33)	4,254,000 0 0 44 (40)
交通安全	事業費 歩道整備 歩道改良 交差点改良 道路標識 照明灯設置 自転車駐輪場 橋りょう歩道	(円) 3,035,763 755 11,141 (カ所) 2 (基) (基) (カ所) —	3,896,872 765 9,710 1 — — — —	3,599,957 1,088 9,404 1 — — — —	3,167,731 1,000 9,965 5 — — — —
街路事業	事業費 改良・舗装 橋りょう 新設・架換 耐震補強・長寿命化 立体交差 連続立体交差	(円) 11,474,101 3,442 1 (0) 1 (0) 0 (0) — 1 (0)	11,310,224 2,545 1 (0) 1 (0) 0 (0) — 1 (0)	11,364,290 3,359 1 (0) 1 (0) 0 (0) — 1 (0)	8,250,531 4,275 1 (0) 1 (0) 0 (0) — 1 (0)

注：（ ）は、完成した橋りょう及び立体交差数を示す。

<資料> 建設局土木部

管理別道路現況

令和5年4月1日現在

道路種別	総 数			舗 装 道		砂利道延長	歩道延長	舗 装 種 别					
	延 長	面 積	平均幅員	延 長	舗装率			A 級		特 C 級			
								延 長	比 率	延 長	比 率		
総 数	km 5,733.3	km ² 65.14	m 11.36	km 5,704.0	% 99.5	km 29.3	km 4,588.3	km 5,106.6	% 89.5	km 597.4	% 10.5		
国 道	190.2	4.60	24.19	190.2	100.0	—	134.5	190.2	100.0	—	—		
道 道	240.3	5.33	22.18	240.3	100.0	—	212.4	240.3	100.0	—	—		
市 道	5,302.8	55.21	10.41	5,273.5	99.4	29.3	4,241.4	4,676.1	88.7	597.4	11.3		

<資料> 建設局総務部

管理別橋りょう現況

令和5年4月1日現在

区分	総 数		国 道		道 道		市 道	
	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)
総 数	1,283	71,499	139	38,852	152	7,974	992	24,705
永 久 橋	1,283	71,499	139	38,852	152	7,974	992	24,705
木 橋	—	—	—	—	—	—	—	—

<資料> 建設局総務部

8－1－22 景 觀

第2部

市政の概況

都市空間

良好な景観の形成は、市民生活に潤いや豊かさをもたらし、まちに対する愛着と誇りを生み出す。このような認識のもと、札幌市では昭和56年から景観施策を展開し、景観法が制定されて以降は「札幌市都市景観基本計画（平成9年策定）」や「札幌市景観計画（平成19年策定）」に基づき取り組みを進めてきた。

しかし、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化してきていることに加え、新たな上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25年策定）」が策定されたことなどから、これらの2つの計画の統合・見直しを行い、新たに「札幌市景観計画（平成29年策定）」を策定するとともに、併せて「札幌市景観条例」の一部改正を行った。

成熟した都市において、景観を構成する要素を幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるため、平成29年4月から次に掲げる景観施策を展開している。

(1) 届出・協議による景観誘導

地域の景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等について、届出を義務付け、植栽などによる外構の配慮や「札幌の景観色70色」による色彩基準などを定めた景観形成基準により、周辺と調和した景観形成を誘導している。

また、景観形成上重要な建築物等について、景観法等に基づく届出の手続きに先立ち、計画の早い段階で、専門家がアドバイスを行う制度（景観プレ・アドバイス）を設けている。

(2) 景観資源の保全・活用

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な景観資源である。

そこで、これらの景観資源を保全・活用するため、景観重要建造物等や札幌景観資産の指定を行っている（令和5年10月現在30件指定）。

また、平成29年度からは、市民等に広く周知し、その活用を促進するために景観資源を登録する「活用促進景観資源」の制度にも取り組んでいる（令和5年10月現在8件登録）。

(3) 地域ごとの景観まちづくりの推進

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠である。

そこで、市民・事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観のあり方について検討して策定する「景観まちづくり指針」（令和5年10月現在7地区策定）に基づき、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取り組みを推進している。

また、市民が主体となった景観まちづくり活動に対して経費の一部を助成している。



▲札幌景観資産第5号「旧石山郵便局」

(4) 景観形成に関する普及啓発

良好な景観を形成するためには、市民・事業者等の関心を高め、自発的な取り組みを推進することが重要である。

そこで、子どもが景観への理解を深めるための講座の実施や、事業者に対するパンフレットを通じた届出制度の周知を行うなど、景観への関心の高まりに応じた普及啓発を実施している。

また、市民・事業者等の自発的な活動を促進する施策として、専門家が助言や指導を行う「景観アドバイザー」の派遣や、人や活動のネットワークを充実する仕組みとして景観整備機構の指定を行っている（令和5年10月現在1件指定）。

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/>

8－1－23 無電柱化事業

主に都心部や交流拠点周辺において、「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成、観光振興」を目的に、電線類を地中化する等の無電柱化を推進している。

無電柱化事業には昭和61年度から取り組んでおり、令和4年度末までに約101kmの無電柱化が完了している。

8-1-24 身近な地域の道路

(1) 住宅地域の生活環境を向上させる生活道路の整備

住宅地域の生活道路整備を着実に進めることで、豊かさやゆとりを実感できる生活環境を創出する。

(2) 市道の認定

地域に密着した生活道路の整備を促進するため、昭和46年度から市道の認定基準に基づき、私道（建築基準法に基づく指定道路等）を市道に認定し、道路の整備や維持管理を行い、生活環境の向上を図っている。

市道認定状況

（単位：km）

年 度	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
私 道	0.7	1.9	1.5	1.0	0.3
区画整理事業	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 0.1
宅地造成事業	4.2	3.9	2.4	3.1	3.3
そ の 他 ¹⁾	△ 0.7	△ 9.8	0.7	0.0	△ 1.3
計	4.2	△ 4.0	4.6	4.2	2.2

注：1) 重複路線等の不要路線に係る廃止を含む。

<資料> 建設局総務部

HP <https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/nintei.html>

(3) 用地測量および測量資料の管理

ア 測量成果の管理

札幌市が実施した道路や公共施設等の用地測量の成果（図面・資料など）は、昭和40年度以降のものをマイクロフィルムや電子ファイル化し、一括管理している。

これらの成果は、公共測量や民間測量等の基礎資料として、公開している。

イ 測量基準点等の管理

(ア) 札幌市公共基準点の管理

札幌市では、測量事業を実施するにあたり、全市的な整合性と精度の高い測量成果を確保するため、令和5年4月1日現在、市内に1,158点設置している。

未処理用地権原取得状況

各年度中

所 有 区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私 有 地	39件 (0.4ha)	37件 (0.4ha)	32件 (1.0ha)	32件 (0.2ha)
公 有 地	1路線 (0.0ha)	0路線 (0.0ha)	6路線 (0.9ha)	6路線 (1.4ha)

注：() 内は取得面積を示す。

<資料> 建設局総務部

札幌市公共基準点を使用することにより、公共測量やその他の測量（一般の利用には利用料を徴収している）を、経済的かつ効率的に実施できる。

札幌市公共基準点の精度維持のため、移設、改測、検測等を行っている。

(イ) 街区基準点の管理

国土交通省が地籍調査を推進するために平成16年度～平成18年度に都市再生街区基準点基本調査により設置し、平成19年10月に札幌市が管理しているものである。

亡失等により減少傾向であるが、新たに札幌市公共基準点として復元するなど、測量行政サービスの維持を図っている。

（令和5年4月1日 街区基準点3,384点）

(ウ) 道路基準点および道路境界点の管理

道路等の位置を明示する基標となる「道路基準点」および「道路境界点」の一時撤去並びに復元の際に現地立会などの確認を行い、基準点等の精度維持を図っている。

(4) 地図整備事業

法務局に登記されている地図の精度や年代又は記載情報が不揃いで、正しい境界を復元することが困難な地区（地図混乱地域）において、公共事業の円滑な推進または道路等市有地の適切な維持・管理のため、地域全体を精密に測量し、官民すべての土地境界について関係地権者全員の合意による集団和解方式により、地図混乱を解消している。また、こうした成果を所轄の法務局に登記することによって、不動産登記法上の正確な地図として備え付けられる。

<是正状況>

市内には約3千haの地図混乱地域が存在するものと推定され、令和4年度末までに1,715haを確定している。

(5) 道路用地処理

市道の道路用地は、本来的には道路管理者がその権原を取得しているべきであるが、市内にはいまだ所有権、使用権等が取得されないまま

の道路用地が多数存在している。

令和5年4月1日現在、このような未処理用地は39.52haに上り、原則として寄附により取得している。

近年、権利意識の高まりや価値観の変化などによりその取得が難しくなっているが、関係権利者の協力を得ながらこれら未処理用地の取得を図っている。

(6) 地籍調査事業

国土調査法に基づき、一筆毎の土地所有者、地番、地目を調査するとともに、広範囲で精密な測量を行って、境界の位置及び面積を確定し、地籍簿及び地籍図を作成している。また、こうした成果は不動産登記法上の正確な地図情報として法務局の登記に反映している。

ア 地籍調査事業の効果

- (ア) 街づくり・公共事業の円滑化
- (イ) 災害復旧対応の円滑化
- (ウ) 個人財産・行政財産の管理適正化
- (エ) 境界紛争の未然防止
- (オ) 土地登記記録等の整備

イ 事業の計画

札幌市域1,121.26km²のうち、国有林等を除く約560km²が地籍調査事業の対象となり、このうち、令和2年度から第7次十箇年計画がスタートしたため、浸水や液状化などの災害が想定されている北区屯田・西茨戸地区で事業を進めている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/>

(7) 道路維持

道路の維持管理は、道路、橋りょう等の日常の道路パトロールをはじめ、防災点検等を行い交通の安全確保に努めている。一方では、道路施設の老朽化が進行しており、平成21年度に、施設の点検結果に基づき計画的な維持管理を行うための「札幌市道路維持管理基本方針」を定めた。この基本方針に基づき、個別施設計画を策定し運用している。(令和3年4月改定)

- ア 札幌市幹線道路等舗装補修計画
- イ 札幌市補助幹線道路舗装補修計画
- ウ 札幌市道路トンネル補修計画
- エ 札幌市橋梁長寿命化修繕計画
- オ 札幌市アンダーパス等長寿命化修繕計画
- カ 札幌市横断歩道橋補修計画
- キ 札幌市門型標識長寿命化修繕計画

- ク 札幌市特定道路土工構造物維持管理計画
- ケ 札幌市道路施設等設備機能保持計画
- コ 札幌市小規模附属物維持管理計画

(8) 道路清掃

原則として歩車道区分されており、主に、車道の幅が6m以上の道路約2,200kmについて「美観の確保」、「安全の確保」、「道路排水の確保」を目的として道路清掃を行っている。特に融雪後の初春期と街路樹が落葉する晩秋期には重点的に実施している。

道路占用料収入状況

(単位：千円)

道路法第32条第1項	種別	令和3年度	令和4年度
		1,470,322	1,640,570
同法第7施行令	1号物件 電柱・上空線等	413,018	455,592
	2号物件 地下埋設物等	790,504	857,977
	3号物件 鉄道施設等	261	288
	4号物件 アーケード、日除け等	1,344	1,484
	5号物件 上空・地下通路等	115,846	123,489
	6号物件 露店、地下鉄売店等	6,906	8,218
4号・5号物件 工事用施設、材料置場等	1号物件 看板・標識等	68,945	81,725
	4号・5号物件 工事用施設、材料置場等	66,645	103,819
その他市長が定める物件		5,617	6,477
法定外道路物件		1,235	1,501

注：各項目毎に四捨五入したため、合計と一致しないことがあります。

<資料> 建設局総務部

(9) 道路の占用

道路は、本来一般交通の用に供される公共施設であるが、道路を中心に生活圏が形成されている関係から、都市の発展に伴って、電気、電話等の各種公共的施設や看板、仮囲い等の一定の私的施設が道路の敷地に設けられ、使用されている。これらについては、道路本来の機能を阻害しない範囲で、かつ、許可基準に適合するものに限り占用許可を与え「札幌市道路占用料条例」に基づいて占用料を徴している。

(10) 不法占用物件対策

快適で安全な道路を確保するため、道路パトロール等を実施して道路上の不法占用物件の発

見に努めるとともに、これに対する指導を行っている。なかでも、市内の商業施設等が密集する地域においては、平成5年度から毎年、路線又は区間を定めて不法占用物件の調査と是正指導のための「道路占用物件適正化業務」を実施しており、平成28年度以降は、屋外広告物の安全性を確保するため、上記業務に違反広告物の是正指導を加えた「道路占用物件・屋外広告物適正化業務」を実施している。

(11) 車両等の通行制限

道路法や車両制限令では、道路を通行する車両の寸法・重量を制限しているが、制限を超える車両（特殊車両）がやむを得ず通行する場合、道路管理者は道路の構造および安全性を考慮し、条件を付して通行を許可している。令和4年度の許可件数は505件、徴収した許可手数料は803,800円である。

また、特殊車両の通行により道路損傷の恐れがある時は通行を禁止している。

大 規 模 自 転 車 道

名 称 (路 線 名)	全体計画 (km)	供用延長 (km)	起 点	終 点
①滝野上野幌自転車道路 (滝野上野幌自転車道線)	うち札幌市 41.0 37.1	36.4	札幌市南区 滝野地内	札幌市厚別区 青葉町地内
		35.4		
②真駒内茨戸東雁来自転車道路 (真駒内茨戸東雁来自転車道線)	56.0	21.5	札幌市南区 真駒内地内	札幌市東区 東雁来地内
③札幌恵庭自転車道路 (札幌恵庭自転車道線)	うち札幌市 38.4 13.1	24.5	札幌市中央区 北2条	恵庭市 相生町地内
		11.7	東20丁目	

自 転 車 道 等

名称(路線名)	起点および終点	全体延長(km)
① 豊平川サイクリング園路 ¹⁾	南区真駒内(藻岩上の橋)～白石区菊水元町(環状北大橋)	11.0
② 北白石サイクリングロード(北白石サイクロード線)	白石区北郷(JR函館本線)～白石区北郷(米里川緑地)	2.5
③ 水車川跡自転車道路 (水車川歩道1号線、水車川歩道2号線)	豊平区水車町1丁目～豊平区水車町3丁目	0.6
④ 澄川1号用水路自転車道路 (澄川歩道2号線、平岸歩道1号線)	豊平区平岸(天神山)～南区澄川(澄川西小学校)	1.3
⑤ 伏古大通自転車道路(伏古川通線)	東区伏古(国道274号)～東区伏古(環状通)	2.4
⑥ 北四条自転車道路(北4条線)	中央区北4条西17丁目～中央区北4条西11丁目	0.9
⑦ 屯田みずほ通(屯田緑道)(屯田みずほ通線)	北区屯田(安春川)～北区屯田(創成川)	2.6
⑧ もみじ台自転車道路(もみじ台歩道14号線)	厚別区もみじ台南1丁目～厚別区もみじ台北3丁目	2.8

注：1) 豊平川緑地の施設である(路線名なし)。

<資料> 建設局総務部

近年では、民間の団体により、公園のベンチを札幌の景観色70色を用いた塗料で塗装するイベントの開催や、建築物等の色彩計画の参考となるツールの制作が行われた。

また、地域住民等が主体となりまちの魅力向上につながる活動を行うなど、地域ごとの景観まちづくりと連携した取り組みも推進している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/jihatsushien.html>

8－2 世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち

8－2－1 広域的な交通ネットワークの充実

(1) 航 空

札幌と道内外各地を結ぶ航空ネットワークの拠点には、新千歳空港と丘珠空港の2空港がある。

新千歳空港は、北海道の空の玄関口として昭和63年7月に開港し、2本の3,000m滑走路を備えた国内初の24時間運用空港である。国内外の航空輸送のネットワーク拠点としての役割を担う北海道最大の拠点空港で、令和元年度の乗降客数は国際線で全国第6位、国内線で全国第2位となっている。令和2年1月からは、北海道エアポート(株)による7空港（新千歳、函館、釧路、稚内、女満別、旭川、帯広）一体の運営が開始された。これは、7空港を一括して民営化することにより北海道全体の観光振興・地域のより一層の活性化を図るためのものである。札幌市では、北海道や空港周辺市町村と共に空港整備費の一部を負担し、その維持・拡充を図っている。

一方、丘珠空港は、広域分散型の地域構造をもつ北海道において、企業の活動拠点や高度医療機関など高次都市機能が集積する札幌と地方主要都市とを結ぶ道内航空ネットワークの拠点である。北海道のビジネスや医療従事、通院、帰省等、社会生活にとって重要な役割を担い、さらには観光利用や、災害時の応援受援や移動手段の一部を受け持つ空港としての役割も担っている。

また、丘珠空港は都市型空港として、札幌市と道内外の空港を直接結び、交流人口を増やすことにより両地域の活力を高める交通結節点としての役割も担っている。現在、丘珠空港では3社12路線の定期便が就航しており、(株)北海道エアシステム(HAC)が道内6路線、道外2路線(青森県三沢、秋田)、(株)フジドリームエアラインズ(FDA)が道外3路線(富士山静岡空港、信州まつもと空港、名古屋(小牧)空港。いずれも夏ダイヤ期間限定)、トキエア(株)が道外1路線(新潟)の定期便を運航している。

札幌市では、北海道と共に空港整備費の一部を負担し、その維持・拡充を図るとともに、利用促進等によって丘珠空港の活性化に努めている。

(2) 新 幹 線

北海道新幹線は、新青森・新函館北斗間の建設工事が平成17年度から進められ、28年3月26日に開業した。

また、新函館北斗・札幌間についても、平成24年度(2012年度)に工事実施計画が認可され、2030年度末の完成・開業を目指すこととされている。

北海道新幹線札幌延伸の実現は、我が国の高速交通網における基軸が形成され、北海道だけでなく全国規模で大きな効果を発揮するものであり、札幌市では効果が最大限に発揮されるよう、関係機関と連携を図りながらさまざまな取組を進めていく。

8－2－2

都心のまちづくりに関わる計画体系

都心のまちづくりは、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を最上位計画とし、「第2次札幌市都市計画マスターplan」「札幌市立地適正化計画」を都市空間に関わる上位計画とする「第2次都心まちづくり計画」などに基づいて推進している。

「第2次都心まちづくり計画」は、北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現を果たすため、平成14年度策定の「都心まちづくり計画」や同計画を補完するため平成22年度に策定した「さっぽろ都心まちづくり戦略」を見直し、新たな時代に向けた都心まちづくりの指針として平成28年5月に策定したものである。

【都心まちづくり推進室】

HP [https://www.city.sapporo.jp/kikaku/
downtown/](https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/)

8－2－3

第2次都心まちづくり計画

本計画では、計画期間である20年間の都心のまちづくりの目標として、「国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立」「魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現」を設定している。また、都心まちづくりを通じて目指すまちの姿として「北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現」を掲げている。

都心のまちづくりの具体化を先導する骨格構造として、4つの骨格軸、1つの展開軸、2つの交流拠点を設定した。

また、面的にまちづくりを展開するターゲット・エリアとして、「都心強化先導エリア」を新設するなど、6つのエリアを設定している。さらに、目標実現に向け特に強力に推進すべき取り組みを「都心まちづくりの戦略」として定め、これと並行して戦略の展開場所を具体的な位置図に落とし込んだ「空間形成指針」を定めている。

さらに、都心まちづくりの着実な展開に向けて、官民連携による都心マネジメントの仕組み（プラットフォーム）づくりを進めるとともに、これに併せて都心のまちづくりをモニタリングする仕組みを構築することを定めている。

こうした仕組みを活用しながら、行政、民間、市民、NPO等といった都心まちづくりの関係主体が共通の価値観を持ち、連携・協力した取り組みの推進を図っていく。

HP <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

8-2-4 都心部における地下歩行空間整備について

「第2次都心まちづくり計画」では、都心の空間形成指針の視点の一つとして、地上・地下の重層的ネットワークの形成を掲げている。本市では、積雪寒冷地札幌における四季を通じて安全快適な歩行空間として、地下歩行ネットワークの充実を推進している。

札幌駅周辺と大通周辺地区では、それぞれが独立して地下街や地下鉄コンコース等により地下歩行空間が形成されていたが、札幌駅北口地下歩道の整備や札幌駅南口広場地下街の増改修、さらには南口再開発により開業した大型商業施設とも繋がるなど、特に札幌駅周辺でその拡充が進んできた。

平成23年3月の札幌駅前通地下歩行空間（通称チ・カ・ホ）の開通により、札幌駅周辺地区から大通周辺地区、さらにはすすきの地区まで、四季を通じて誰もが安全で快適に歩いて移動できるようになった。また、チ・カ・ホの両側に設けた「広場」は、ただ歩くだけではなく憩い楽しめる空間として、都心の賑わいの創出に寄与している。また、30年9月には、歩行者の安全性や回遊性向上のため、さっぽろ創世スクエア（札幌市民交流プラザ）の開発と合わせて、「西2丁目地下歩道」

を整備した。

今後は、地下歩行ネットワークの充実を図るため、民間開発との連携による拡充事例を踏まえ、ネットワーク形成の方向性を検討していく。

8-2-5 文化と活力を創造する取り組みの展開

都心においては、駅前通地下歩行空間の交差点広場及び憩いの空間や平成26年7月に供用を開始した北3条広場など、多様な活用が可能な公共空間の整備や、まちづくりの担い手であるまちづくり会社等の活動の支援を行い、文化と活力を創造する取り組みを進めている。

8-2-6 エリアマネジメントの支援・推進

一定の地域で、住民・事業主・地権者などが主体的に地域の管理・運営を行い、安全・安心・美しさ・豊かさといったまちの魅力やさまざまなまちづくり活動によるにぎわいを創出し、地域価値の維持・向上を図るエリアマネジメントの動きが芽生えてきており、都心部では、主に次の4地区での取り組みを支援している。

(1) 駅前通地区

沿道地権者・地域関係者等を主体として平成22年9月に設立された、「札幌駅前通まちづくり株式会社」（まちづくり会社：必要な収益事業を実施しながら、自ら活動資金を生み出し、具体的かつ確実にまちづくりに取り組む組織）を中心に、札幌駅前通地下広場の活用や、駅前通地上部のにぎわい創出に向けた取り組み等、地区のまちづくりが積極的に展開されている。また、北3条広場の運営管理や駅前通の地上・地下の一体的な活性化に資する取組を官民協働で進めている。

(2) 大通地区

平成21年9月に、地区内の商店街や大型店が中心となり、「札幌大通まちづくり株式会社」が設立された。同社は、歩道上におけるオープンデッキや購買施設の設置、歩行者天国など道路空間を活用したにぎわい創出事業、自転車の駐輪・走行対策・共同荷さばき体制確立に向けた検討など、地域価値を維持・向上させる公共的な取組を官民協働で行っている。

また、地区の再生に向けて、地権者を中心としたまちづくりの方針策定を支援するなど、地区の将来を見据えた取り組みを官民協働で進めている。

(3) すすきの地区

平成17年12月に、第9次都市再生プロジェクトのモデル地区として指定を受け、地元団体や警察、札幌市等からなる「クリーン薄野活性化連絡協議会」が設立された。同協議会では、青色防犯灯やプランターの設置、安全・安心バナーの掲出などの「防犯」と、地域の活性化に資する取り組みの実施など、新たな魅力を創出する「まちづくり」の両面から活動を展開している。

(4) 創成東地区

平成29年5月に、地区内の事業者等を中心とした、当地区でのエリアマネジメントの推進を目指す「一般社団法人さっぽろ下町づくり社」が設立された。

同社では、地区の資源を活かしたマルシェの開催やSNSなどによる地区内の情報発信のほか、札幌市と連携し空間活用に関する社会実験なども行っている。

今後も、継続的にエリアマネジメントを推進するための仕組・体制強化を図りながら、地区的新たな魅力・活力の創出につながる取組を進めていく。

8-2-7 都心先導プロジェクト

魅力的で活力ある都心の実現のため、「第2次都心まちづくり計画」で位置付けた都心の骨格構造（4骨格軸、1展開軸、2交流拠点）を中心に、都心まちづくりを先導するプロジェクトを推進している。

(1) 札幌駅交流拠点

北海道新幹線札幌開業を見据え、道都札幌の玄関口としての拠点性の向上や交通結節機能の強化等を目指している。

平成30年9月には、札幌駅交流拠点のまちづくりを官民協働で進めるための新たな指針として、「札幌駅交流拠点まちづくり計画」を策定し、その実現に向けて地権者等との協議、再開発への支援等を行っている。

(2) 大通・創世交流拠点

大通・創世交流拠点では、時計台やテレビ塔、大通公園、創成川公園など、観光・交流資源が集積するエリアとして、質の高い文化的なライフスタイルを支える機能・空間の形成を目指し、官民協働でさまざまな取り組みを進めている。そのうち北1西1地区では、平成30年10月に、「札幌市民交流プラザ」やオフィス等、多様な機能が複合した「さっぽろ創世スクエア」がグランドオープンし、新たなにぎわい・交流拠点として、市民をはじめ多くの人々に利用されている。

また、令和5年10月には、大通及びその周辺のまちづくりを官民協働で進めていくため、「大通及びその周辺のまちづくり方針－札幌都心はぐくみの軸強化方針－」を策定し、その実現に向けて開発の誘導・支援等を行っている。

8-2-8 都市再生施策

国（都市再生本部）では、都市再生プロジェクトの選定や都市再生特別措置法の制定など、都市再生を通じた構造改革に取り組んでいる。

札幌市では、平成14年10月に「札幌駅・大通駅周辺地域」と「札幌北四条東六丁目周辺地域」の2地域が、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生緊急整備地域に指定され、24年1月には、「札幌駅・大通駅周辺地域」の一部が、国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、特定都市再生緊急整備地域に指定された。

平成25年7月には、緊急整備地域2地域を統合し、「札幌都心地域」に名称を変更すること及び区域を拡大することについての指定を受けており、国際競争拠点都市整備事業の推進や都市再生特別地区を活用した民間開発の支援などの取り組みを進めている。

8－3 都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち

8－3－1 上水道

第2部 市政の概況

第2代橋本市长は、将来の札幌の発展による地下水の不足・汚染を危惧し、「水道は防火上、衛生上からも必要で、近代都市には欠かせぬものである。」との固い信念のもとに水道創設を再三市議会に諮り、昭和9年に国から事業の認可を受けて工事に着手し、12年、9万2千人を対象に給水が開始された。

その後、市勢の伸展に合わせた拡張事業や施設整備事業を積極的に展開し、安定的な水源の確保、給水需要増に対応した水道施設の拡充・整備を進めてきた。

現在は、地震等の災害時の対応等にも配慮し、より安全で安定した給水を目指す施策を進めている。

【水道局】

HP <https://www.city.sapporo.jp/suido/>

(1) 事業計画

水道局では、平成27年3月に「利用者の視点に立つ」を基本理念とした事業計画「札幌水道ビジョン（計画期間：平成27（2015）～令和6（2024）年度）」を策定した。札幌水道ビジョン策定にあたっては「水源の分散配置と水質の安全性の向上」「施設の更新・耐震化と危機管理体制の強化」「利用者とのコミュニケーションの充実」「経営基盤の強化と連携の推進」「エネルギーの効率的な活用」の5つを重点取組項目と位置づけ、これらに沿って行う15の主要事業を示した。

計画の折り返し地点である令和元年度には、これまでの検証を行い、同ビジョンの改定を行った。改定では災害対策の強化や、利用者サービスのさらなる向上を図るなど、各取組の見直しを行っている。

(2) 令和4年度主要事業

ア 施設整備事業（事業費177億502万円）

豊平川水道水源水質保全事業、配水管布設（70.0km）など

イ 固定資産取得（24億2,708万円）

(3) 主要施設

ア 水源

札幌市の水源は、豊平川・琴似發寒川・星置川・滝の沢川の河川であり、1日最大1,035,200m³の取水を確保している。このうち、上流に豊平峡ダム・定山渓ダムを抱える豊平川にその98%が集中している。

このため、豊平川以外にも安定した水源を確保するために、当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団事業に参画している。

また、豊平川流域における水道水源の水質に対する保全や、水質事故や災害時への対策を目指し、「バイパスシステム」を構築する豊平川水道水源水質保全事業を実施している。

イ 浄水場

本市に5つある浄水場では、河川水（原水）に薬品を注入し、沈殿、ろ過、塩素消毒を行い、水道水をつくっており、現在1日当たり699,600m³の給水能力を有している。

（ア）藻岩浄水場

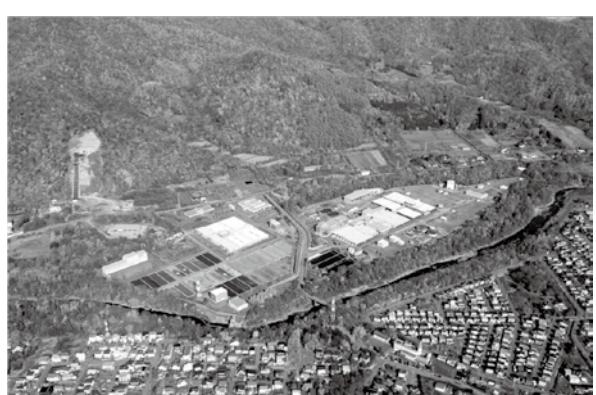
藻岩浄水場は、本市の創設浄水場として昭和12年に通水した。現在は1日当たり129,000m³の給水能力を有している。

なお、平成14年度に大規模改修が完了し、浄水機能と耐震性が向上した。

また、水力発電を行っており、発電した電力を藻岩浄水場などで使用している。

（イ）白川浄水場

白川浄水場は、本市最大の浄水場として昭和46年に通水した。現在は1日当たり542,000m³の給水能力を有し、本市の給水量全体の約8割を担っている。



▲白川浄水場

施設能力

令和4年度末時点

施設	水源河川	給水能力 (m³/日)	通水年月
白川浄水場	豊平川	542,000	昭和46年7月
藻岩浄水場	豊平川	129,000	12年4月
西野浄水場	琴似発寒川	14,600	46年4月
定山渓浄水場	豊平川	8,400	32年10月
宮町浄水場	星置川・滝の沢川	5,600	33年1月
計		699,600	—

<資料> 水道局給水部

ウ 送水管

送水管は、浄水場でつくった水道水を配水池へ送るための施設であり、令和4年度末の総延長は約51kmである（休止中の送水管を除く）。

白川浄水場と基幹配水池を結ぶ白川第1、第2送水管は、昭和40～50年代に布設しており、経年劣化が進み、耐震性が不足している。

そのため、これらの更新に備え、送水ルートの多重化や耐震化を目的とする白川第3送水管を整備し、令和2年度に運用を開始した。

上水道普及事業

各年度末現在

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
給水区域内人口(人) ¹⁾	1,937,032	1,948,168	1,952,789	1,957,302	1,960,324	1,964,436	1,967,344	1,967,715	1,967,395
給水人口(人) ¹⁾	1,935,050	1,946,171	1,950,852	1,955,465	1,958,665	1,962,819	1,965,831	1,966,252	1,965,989
普及率(%) ¹⁾	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
配水管総延長(km)	5,934	5,960	5,984	6,008	6,027	6,043	6,059	6,073	6,088
配水量	年間(千m³)	187,774	189,524	189,849	190,728	190,250	191,114	192,708	191,993
	1日平均(m³)	514,450	517,826	520,135	522,542	521,234	522,169	527,968	526,007
	1日最大(m³)	559,990	568,060	557,810	580,670	572,750	572,110	583,760	578,560
1人1日最大給水量(l)	289	292	286	297	292	291	297	294	286
給水件数(件)	829,890	838,991	848,827	858,766	868,986	877,696	887,073	895,453	902,987
水道料金(千円)	40,092,226	40,358,728	40,558,996	40,651,422	40,505,743	40,956,378	41,158,830	41,155,950	38,077,025

注：1) 各年10月1日現在

<資料> 水道局総務部

上水道口径別使用水量

(単位：千m³)

年度	総量	家事の用	家事以外の用				公衆浴場 営業の用	各年度中
			総量	25mm以下	40・50mm	75mm以上		
平成26年度	174,573	140,423	34,116	11,731	17,890	4,495	34	
27年度	176,178	142,174	33,974	11,759	17,911	4,305	29	
28年度	177,142	143,313	33,800	11,799	17,769	4,232	28	
29年度	177,577	143,902	33,649	11,584	17,849	4,216	25	
30年度	176,682	143,521	33,137	11,376	17,674	4,087	25	
令和元年度	177,565	144,439	33,104	11,382	17,604	4,118	21	
2年度	180,293	151,784	28,488	10,354	15,048	3,086	21	
3年度	180,366	151,704	28,642	10,230	15,507	2,906	19	
4年度	176,924	147,204	29,703	10,416	16,113	3,174	16	

<資料> 水道局総務部

区別給水件数の推移

各年度末現在

区	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全市	829,890	838,991	848,827	858,766	868,986	877,696	887,073	895,453	902,987
中央	100,422	103,000	105,536	107,560	109,537	111,420	113,033	114,847	117,295
北	125,144	126,032	127,095	128,901	130,201	131,365	132,693	133,763	134,365
東	120,266	121,341	122,368	123,703	124,878	125,972	126,792	127,348	128,146
白石	98,487	99,002	99,793	101,164	101,980	103,199	104,577	105,624	106,414
厚別	47,210	47,423	47,674	47,794	48,359	48,762	49,328	49,816	49,985
豊平	96,580	97,798	99,389	100,521	101,988	102,766	104,537	106,013	107,079
清田	42,457	42,840	43,243	43,542	43,751	43,835	44,034	44,297	44,491
南	57,146	57,460	57,699	57,881	58,276	58,563	58,771	59,022	59,300
西	87,066	88,274	89,622	90,217	91,807	93,201	94,232	95,167	96,096
手稲	55,112	55,821	56,408	57,483	58,209	58,613	59,076	59,556	59,816

<資料> 水道局総務部

エ 配水施設

(ア) 配水池及びポンプ場

配水池は、日中と深夜などの時間帯によって変動する水の使用量に対応し、適正な水圧を保つための貯留施設である。

本市には藻岩・平岸・清田・西部の全部で4つの基幹配水池のほか、高台地区へ給水するためのポンプ場・高区配水池等の高区配水施設がある。

高区配水施設は、省エネルギー化や、維持管理性の向上などを視野に入れて、更新時期に合わせた施設の再編などの整備を実施している。

(イ) 配水管

配水管は、配水池などの施設から水道利用者まで水道水を運搬するための管路施設である。令和4年度末の総延長は6,088kmであり、水道水を各配水エリアへ輸送する機能を持つ配水幹線は434km、水道水を水道利用者へ供給する機能を持つ配水枝線は4,805km、配水枝線の補助的な役割を果たす配水補助管は848kmとなっている。

将来にわたり安全安定給水を確保するために、配水管の更新事業を計画的に進めている。

オ 配水センター

配水センターでは、刻々と変化する流量や水圧、配水池の水位などの情報を収集・解析し、送配水施設の運営状況、異常の有無などを24時間体制で監視している。

カ 水質管理センター

衛生的で安全な水道水を供給するためには、水質の管理が不可欠である。水質管理センターでは、高度な分析装置などを用いて、水源から蛇口までの水質をきめ細かく検査している。

(4) 災害対策の充実

災害発生における被害の抑制や応急給水量の確保のため、施設及び管路の耐震化や応急給水施設の整備によるハード対策と、防災計画・マニュアルの策定、防災訓練の実施などのソフト対策により災害対策の充実を図っている。

ア 施設の耐震化

施設の耐震化については、基幹となる施設から優先的に進めており、平成28年度に市内最大の平岸配水池の耐震化を完了した。その他の配水池や浄水場、高区配水施設などの耐震化についても着実に推進していく。

イ 配水幹線の連続耐震化

4つの基幹配水池からそれぞれの配水区域末端までをつなぐ基幹となる配水幹線を連続して耐震化する事業を進めている。このうち、藻岩配水池系については平成29年度に完了している。

ウ 災害時重要施設へ向かう配水枝線の耐震化

配水幹線から災害時重要施設（災害時基幹病院、指定避難所（基幹）など）へ向かう配水枝線の耐震化を優先的に進めている。令和4年度末までに142か所の耐震化が完了しており、5年度までに計143か所を耐震化する予定である。

エ 応急給水施設の整備

地震などの災害発生時にあっても必要となる給水量を確保する、応急給水施設の整備が完了した。

応急給水施設としては、市内に42箇所の緊急貯水槽と、20箇所の配水池に緊急遮断弁を設置しており、発災から3日間に必要となる被災者1人1日3L以上の飲料水を確保している。

オ 防災計画・マニュアルの策定と防災訓練の実施

地震災害発時に応急活動を迅速かつ確実に行うための業務継続計画、具体的な役割・活動を示した災害マニュアルを策定している。また、職員対象の防災訓練に加え、協定締結都市・関係団体、地域住民等と連携し、定期的に防災訓練を実施している。

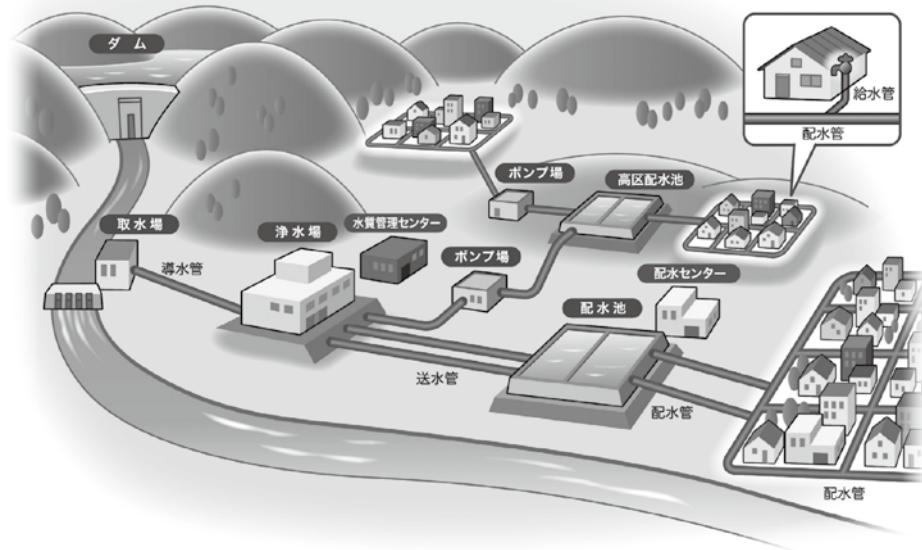
(5) 水道局電話受付センター

水道局電話受付センターでは、引越し等の届出や夜間・休日の急な水道故障等の相談を24時間年中無休で行っており、令和4年度は、約326,000件の受付件数となっている。今後も水道に関する総合窓口として、利用者ニーズに幅広く応じられるよう窓口機能の充実に努めていく。

電話 (011) 211-7770 Fax (011) 211-7777

(6) 札幌市水道記念館

札幌市水道記念館は、昭和12年に札幌市民に初めて水を供給した旧藻岩第一浄水場の建物の一部を活用し、52年に誕生した。その後、市民と水道事業のコミュニケーションを育む接点となることを目指して平成19年5月にリニューアルし、令和5年9月には、リニューアル後の来館者数が約137万人に達している。



水道のしくみ



▲札幌市水道記念館

札幌市水道記念館の来館者数等

(令和4年度)

区分	人数
来館者数	50,819
藻岩浄水場見学ツアー参加者	—

注：浄水場ツアーは新型コロナウイルス感染症の影響により中止

メインの展示スペースである「アクアミュージアム」では、水循環を表す「水の旅」をテーマに、参加性や体験性を重視した展示物を数多く設置している。また、隣接する藻岩浄水場の見学ツアーでは、実際の浄水の過程を見学することができる。

8-3-2 下水道

札幌市の下水道事業は大正15年に雨水排除を目的として整備を始め、その後、戦後の急激な人口

増加に伴い、昭和32年に生活環境の改善と浸水の防除を目的とした「下水道計画」が策定され、本格的な整備が開始された。

高度経成長期や冬季オリンピックなどを契機とし、快適な生活環境の確保や水環境の保全・創出のため、昭和40年代～50年代にかけて、積極的な整備を進めてきた結果、今では高普及率を達成し、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになっている。

また、この間、汚濁が進行し一時は魚もすめない川となった豊平川に、昭和54年には25年ぶりにサケが戻るなど、下水道の整備とともに河川水質の改善も着実に進んできた。

HP <https://www.city.sapporo.jp/gesui/>

下水道普及状況

各年度末現在

年度	総人口(A)	処理人口(B)	普及率(B/A)	管路延長
令和2	千人 1,973	千人 1,970	% 99.8	km 8,300.4
令和3	千人 1,973	千人 1,970	% 99.8	km 8,309.0
令和4	千人 1,973	千人 1,969	% 99.8	km 8,316.2

<資料> 下水道河川局事業推進部

(1) 中長期計画

札幌市の下水道は、老朽化した下水道施設の急激な増加、集中豪雨の増加や大規模な地震の発生、将来的な人口減少に伴う下水道使用料収入の減少といった財政状況の悪化が懸念されるなど、大変厳しい状況に直面している。

このような状況を踏まえ、令和3年度から10年間の札幌市下水道事業の方向性をとりまとめた「札幌市下水道ビジョン2030」を令和2年8月に策定した。

また、令和3年7月には、ビジョンを実現するための具体的な行動計画として、令和3年度から7年度を計画期間とする「札幌市下水道事業中期経営プラン2025」を策定した。

ビジョン及びプランでは、「札幌をさらえる下水道を次世代へつなぎます」を基本方針とし、「急激な増加が続く老朽化施設への対応」「増加する自然災害への対応」「一層厳しくなる経営環境への対応」の3つの対応を重要な要点としている。

また、プランでは、事業の指標や中期財政見通しを定め、毎年度、実施状況を確認し、進行管理を行うこととしている。

下水道事業を取り巻く情勢の変化に対応し、将来にわたり良好な下水道サービスを提供するため、ビジョン及びプランに基づいて、着実に事業を進めていくとともに、投資と負担のバランスに配慮しながら、健全な財政運営に努めていく。

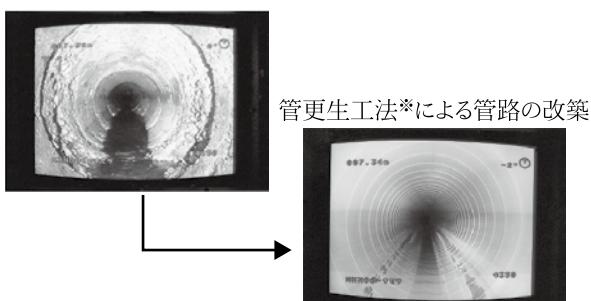
(2) 建設事業

ア 下水道施設の改築

本市の下水管路や水再生プラザ・ポンプ場などの多くの下水道施設は、昭和40～50年代に集中的に整備を進めたため、今後、老朽化した施設が急激に増加する。

このため本市では、平成27年3月に策定した「札幌市下水道改築基本方針」に基づき、適切な維持管理に努めながら、可能な限り延命化を図るとともに、施設の状態を把握して改築の必要性を判断しながら、計画的に事業を行っていく。

また、あわせて、耐震性能の確保など、機能のレベルアップも図っていく。



イ 雨水対策事業

雨に強いまちづくりを目指し、市内一律10年確率降雨（35mm/h）の大暴雨の排除目標に、昭和53年より、雨水拡充管や雨水ポンプ場の整備を進めるとともに、整備水準を超える局地的な大雨に対しては、平成25年度より、周辺に比べて土地の低い窪地などで河川へ雨水を流すバイパス管を整備するなど、被害軽減の観点から、地域の実情に応じた個別の対応を本格的に実施している。

また、ソフト面の対応として、平成23年度より、市民、企業、行政の協働による雨水流出抑制の取組を進めているほか、令和3年度には「札幌市浸水ハザードマップ」を電子版で公表するとともに、都心部の管路内水位をインターネットで閲覧できる「札幌市下水道水位情報システム」を公開した。

浸水対策達成 90.7%（令和4年度末）

拡充管整備 206km（令和4年度末）

ポンプ場整備 7カ所（令和4年度末）

ウ 水質保全対策事業

(ア) 高度処理

水再生プラザの放流先河川では、その水量に占める下水処理水の割合が高いため、一部の水再生プラザにおいて高度処理（通常の処理よりも下水をきれいにする方法）により公共用水域の水質環境基準の達成・維持を図り、良好な水環境の維持に貢献している。

施設	内容等
(高度処理)	
・創成川水再生プラザ	急速砂ろ過法 (処理能力：120,000m ³ /日) (平成3年度供用)
・東部水再生プラザ	ステップ流入式硝化脱窒法 (処理能力：40,000m ³ /日) (平成17年度供用)
・伏古川水再生プラザ	ステップ流入式硝化脱窒法 (処理能力：49,000m ³ /日) (平成18年度供用)
・茨戸水再生プラザ	ステップ流入式硝化脱窒法 (処理能力：95,000m ³ /日) (令和5年度供用)

(イ) 合流式下水道の改善

本市の下水道処理区域のうち、面積にして約6割を占める区域で採用している合流式下水道は、雨水と汚水を同一の下水管で排出するため、大雨が降った時に、汚水

まじりの雨水が河川へ放流されるという問題を抱えている。雨水貯留施設を設置し、雨天時における汚濁負荷の高い初期流入水を一時貯留し、降雨終了後に水再生プラザにおいて処理を行うことにより、公共用水域への汚濁負荷を削減する。また、合流式吐口にスクリーン等を設置し、雨天時放流水中に含まれるごみ等（きょう雜物）を除去する。

施 設	内 容 等
(合流式下水道の改善)	
・茨戸水再生プラザ雨水滞水池	貯留能力 19,600m ³ (平成3年度供用)
・創成川雨水貯留管	貯留能力 46,400m ³ (平成9年度供用)
・伏古川雨水貯留管	貯留能力 32,000m ³ (平成15年度供用)
・豊平川雨水貯留管	貯留能力 24,000m ³ (平成27年度供用)
・きょう雜物流出防止スクリーン	設置箇所数 41カ所 (令和4年度度末)

エ 地震対策事業

大規模な震災による下水道の被害を抑制するため、被災時の影響が大きい施設を優先し、処理施設や管路施設などの耐震診断・補強を進めるとともに、圧送管については二条化・ループ化により代替性を確保し、下水道機能の強化に努めている。

オ 下水道エネルギー・資源の有効利用

(ア) 下水道エネルギーの有効利用

・雪処理施設

下水処理水などが持つエネルギーを利用した雪処理施設を運用している。これらの施設での雪処理量は、例年、札幌市が排雪する雪の約1割を占めており、冬期間の快適な都市生活環境の実現に寄与している。

雪処理施設一覧

種 別	施 設 名
融雪槽	厚別融雪槽、発寒融雪槽、新川融雪槽
融雪管	創成川融雪管、伏古川融雪管
流雪溝	安春川流雪溝、新琴似流雪溝、発寒流雪溝、創成東流雪溝、琴似流雪溝、北郷流雪溝、新琴似北流雪溝
下水管投雪施設	発寒投雪施設、八軒投雪施設
地域密着型雪処理施設	月寒公園、伏古公園北、アクセスサッポロ

・下水熱利用

下水処理水の熱を西区民・保健センターの暖房に利用している。また、下水道科学館の空調やロードヒーティングの熱源として利用している。

・発電利用

西部スラッジセンターの下水汚泥焼却炉において、余剰蒸気を利用した蒸気発電を行っており、年間約100万kWhを発電している。

引き続き、焼却炉の改築に合わせ、発電設備の導入を進める。

(イ) 下水道資源・資産の有効利用

・処理水

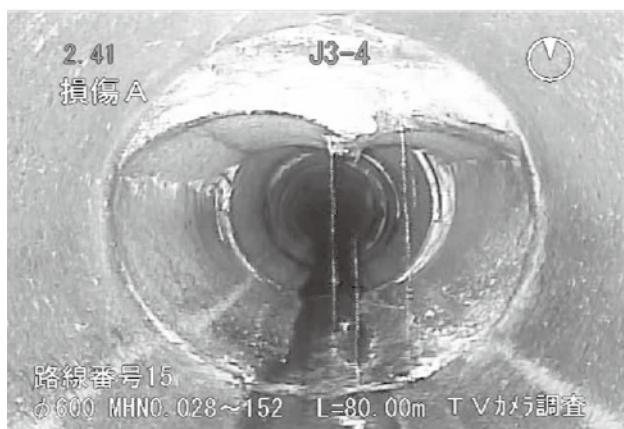
枯渇した河川のせせらぎ回復のため、創成川水再生プラザの高度処理水を安春川や屯田川などへ供給している。

・下水汚泥

1日およそ4.3万m³発生する下水汚泥を焼却等により減量化し、その全量を埋戻材やセメント原料などの建設資材とし



▲下水管の清掃状況



▲下水管の損傷状況（管頂部変形）

(3) 維持管理

ア 下水道管

家庭や工場等から排出される下水は、敷地内の排水設備から公共ますを経由して下水道管に流れる。本市の下水道管は、令和4年度末で管路延長8,316.2km、マンホール217,210か所、公共ます443,380か所となっており、その多くは昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されたものである。管路総延長のうち、布設後50年が経過するものは、現在1,411km（17%）とわずかであるが、20年後には7,022km（84%）となり、本市の下水道は、「拡張整備」の時代から「維持管理」の時代となっている。

将来にわたり下水道機能を維持していくために、定期的な目視点検や、テレビカメラを使った詳細調査を行い、施設の状態を客観的に把握している。平成28年度からは「札幌市下水道改築基本方針」に基づき、毎年約210kmの詳細調査を実施している。調査結果を踏まえ、計画的に管路清掃や修繕・改築を行うことで、効率的で効果的な維持管理に努めている。

イ ポンプ場

排出された下水は自然流下で水再生プラザに送水されるが、地表の勾配などの条件により下水道管の埋設位置が深くなる場合には、途中でポンプにより汲み上げ、再び自然流下させている。このように下水を送水するための施設としてポンプ場が設けられている。もう一つの機能として、ポンプ場は大雨の際に雨水を河川に放流して、浸水を防ぐ役割を担っている。市内には、現在16カ所のポンプ場が設けられている。

ウ 水再生プラザ

水再生プラザでは、下水道管で送水されてきた下水を処理して河川に放流している。市内には、現在10カ所の水再生プラザが稼働しており、微小な生物を用いて汚水を浄化する活性汚泥法という生物処理を行っている。

公共用水域の水質環境基準の達成・維持の

て有効利用している。

・水再生プラザ等の上部空間

水再生プラザの上部空間に野球場などの運動施設や公園施設を設けて、市民に開放している。また、下水道科学館などの屋上に太陽光発電設備を設置している。

ために、一部の水再生プラザでは、より水をきれいにする高度処理を行っており、創成川水再生プラザでは砂ろ過法で高度処理した水を枯渇河川のせせらぎ回復に利用している。

本市は積雪寒冷地に位置するため、雪対策として、未凍結下水や下水処理水が持っている熱を利用した融雪施設や投雪施設等を10カ所、さらに処理水の水流による雪の流下処理施設（流雪溝）を7カ所整備しており、効果を發揮している。

また、水再生プラザの池槽部はすべて建物内に設置しており、その屋上部分を有効利用するためにテニスコート、野球場、パークゴルフ場等のスポーツ施設（19施設）や緑地施設（2施設）を設置している。これらの施設は市民開放しており、令和4年度の利用者数は約5万人であった。

エ 汚泥処理施設

下水の処理に伴い発生する汚泥は、汚泥処理施設で脱水や焼却を行い減量化を図っている。脱水汚泥の大部分は焼却し、発生した焼却灰は建設資材として有効利用するなど、100%リサイクルを行っている。

汚泥の集中処理は、各水再生プラザでの個別処理に比べ、設備の統合・大型化や維持管理人員の削減が可能となり、コスト的に優位であること、また、エネルギー回収や資源化も効率的に行えることなどから、札幌市では、市街地中心部を流れる豊平川を境にして、豊平川左岸地区（西部系）と右岸地区（東部系）に分けて汚泥を集中処理しており、各水再生プラザで発生した汚泥は、管路で東西2カ所のスラッジセンターに圧送し、濃縮・脱水・焼却処理を行っている。

水再生プラザの状況

令和5年3月31日現在

水再生 プラザ	運転開始 年月日	処理面積 (ha)	処理能力 (m³/日)
合 計	—	24,796	1,147,000
創 成 川	昭和42年04月	2,067	144,000
伏 古 川	43年04月	1,108	49,000
定 山 溪	45年10月	96	14,000
豊 平 川	45年10月	4,833	186,000
新 川	46年09月	3,736	238,000
厚 別	48年10月	4,480	154,800
茨 戸	52年08月	2,096	85,200
手 稲	53年06月	5,244	220,000
拓 北	59年09月	455	16,000
東 部	平成17年04月	703	40,000

(4) 令和4年度主要事業

ア 建設事業費 211億円

管路整備 107億円

施設整備 104億円

《事業内容》

a 管路整備

【管路布設延長 37.5km】

・老朽管等の改築33.9km

・平岸地区雨水拡充管等（雨水対策）0.8km

・管路耐震化等（地震対策）0.7km

・新認定道路等2.1km

b 施設整備

【ポンプ場2カ所、水再生プラザ等9カ所】

・ポンプ場、水再生プラザ等の設備改築

・手稻水再生プラザ機械設備等（水質保全）

イ 維持管理費 206億円

管路施設 48億円

処理施設 132億円

その他（水道局への下水道使用料

徴収経費負担金等）26億円

(5) 助成制度

ア 私設排水設備工事に対する補助

一定条件の通路に設置する排水設備については工事費の5分の4を補助し、市が受託施工している。

イ 水洗トイレ改造資金補助金の交付

処理区域または処理可能区域において、住居の用に供するくみ取り便所を水洗化改造する者に対して、一定の助成条件のもと補助金の交付を行っている。

ウ 水洗化資金の融資あっせん

処理区域または処理可能区域において、住居の用に供するくみ取り便所を水洗化改造する者に対して、一定の条件のもと市が金融機関へ融資あっせんを行っている。なお、融資に係る利子は市が補填している。

(6) 札幌市下水道科学館

札幌市下水道科学館は、目にする機会の少ない下水管やポンプ施設、下水処理施設などについて、その仕組みや水環境の保全のために果たしている役割などを、楽しみながら市民に理解してもらうことを目的に、平成9年5月に開館した広報施設である。平成30年3月には展示物をリニューアルし、下水道の仕事を体験しながら学ぶことができ、驚きや発見を実感する展示内容を数多く盛り込んでおり、開館以来の来

館者数は100万人を超えていている。

この施設は、創成川水再生プラザの付帯施設である貯留管ポンプ施設の管理棟の一部を利用し整備したもので、地下4階では、実際に使用中の雨水貯留管を見学することができる。

HP <https://www.sapporo-src.com/kagakukan/>



▲札幌市下水道科学館

8－3－3 市有建築物の再配置

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来による人口構造の変化に伴い、市有建築物に対する市民ニーズの変化に対応していく必要がある一方、冬季オリンピックの開催や政令指定都市への移行に合わせて整備された市有建築物の大量更新を迎え、その更新・保全費用は急激に増加すると見込まれている。

こうしたことから、札幌市では、学識経験者等からなる「札幌市市有建築物のあり方検討委員会」からの提言を踏まえ、平成26年12月、札幌市全体における公共施設の効果的・効率的な配置や総量のあり方についての基本的な方向性や考え方を示す「札幌市市有建築物の配置基本方針」を策定した。

現在、この基本方針やインフラを含めた「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」に基づく中長期的な見通しを踏まえ、拠点への集約化や小学校を中心とした公共施設の複合化などを進めている。

HP https://www.city.sapporo.jp/chosei/shiyuu_kenchiku/

